

平成10年度～平成13年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））

研究成果報告

1. 課題番号

10610240

2. 研究課題

「ドイツ近代社会の学区編成にともなう文化変容と社会的規律化の実証的研究」

3. 研究代表者

増井 三夫 上越教育大学副学長

4. 研究経費

平成10年度	1,000千円
平成11年度	900千円
平成12年度	500千円
平成13年度	500千円
計	2,900千円

目次

序言 (1)

第I部 「国家監督化」はどこまで達成されたか

—ドイツの教会・学校行政機構図—

はじめに (11)

第1章 1808 宗教・教育行政機構図 (13)

第2章 1815 年の宗教・教育行政機構図 (21)

第3章 1817 年の宗教・教育行政機構図 (29)

第4章 1825—48 年の宗教・教育行政機構図 (34)

第5章 軍宗教・教育行政機構図 (51)

第6章 国家による民衆の歴史表象形成と規律化

第1節 解争前後の「宗教的・国民的気分」 (61)

第2節 教会規律と自己規律 (67)

—F.A.Krummacher の教育論—

第7章 中間的まとめ (76)

第II部 論議する教区・学区住民

—1845 年プロイセン州ラント議会審議—

第1章 問題の所在 (81)

第2章 プロイセン州議会の特徴 (85)

第3章 「プロイセン州初等学校条例」改正草案審議 (90)

第4章 ラント議会審議にみられるゲマインデ主義

第1節 ゲマインデ主義の表明 (96)

第2節 学校理事会のゲマインデ主義 (99)

第3節 ゲマインデ主義と住民参加 (104)

第5章 学区のゲマインデ主義と公共性

第1節 学区再編審議開始 (107)

第2節 改正草案審議における学区再編論議 (1845 年第9回議会) (112)

第3節 ゲマインデ主義と規律化 (117)

第6章 学区—救貧区の公共性

第1節 学区と救貧団体の関係 (125)

- 第2節 救貧団体の制度的概観 (127)
 - 第3節 議会における救貧論議 (132)
 - 第4節 プロイセン州救貧事業の理念と実態 (137)
 - 第5節 地区救貧団体と学区の関係 (142)
- －救貧・教育事業の公共的性格－

第III部 交渉する教区・学区住民

－ヴェストファーレン州ラント議会審議－

- 第1章 ラント議会の一般的性格
 - 第1節 ラント議会の機構 (151)
 - 第2節 ラント議会議事録の公開と共同体の請願 (153)
- 第2章 議会審議と法制における形容詞「öffentlich」
 - 第1節 「öffentlich」な領域の策定 (166)
 - 第2節 「privatlich」な領域に対する行政ポリティックの規制 (170)
- 第3章 学区は如何なる基準で策定されたか
 - 第1節 教区－学区の形態 (179)
 - 第2節 授業料から学校税へ (192)
- 第4章 中間的まとめ (202)

第IV部 教区-学区の文化変容と規律化

- 第1章 先行研究と社会的規律化研究の現状
 - 第1節 社会的規律化と信仰体制化 (207)
 - 第2節 私的生活圏と公的生活圏の個別分離化 (214)
 - 第3節 旧システムと化する信仰体制化 (218)
- 第2章 プロイセン州における教区－学区の規律化
 - 第1節 1826年度プロイセン州知事行政年次報告 (224)
 - 第2節 プロイセン州福音派教会－学校査察 (234)
 - 第3節 Gumbinnen 監督区の査察(1887年/1930年) (239)
- 第3章 教区－学区の規律化分析の課題 (250)

結語 (257)

おわりに

序 言

〔1〕本研究は、1996-98年度科学研究費補助金基盤研究(C)『学区の行政団体化と公共性に基づくドイツ(プロイセン)学区制度成立史の実証的研究』の続編を成す。そこで、本研究の意図を前研究との関係の中で説明しておきたい。まず本研究の目的である。本研究は、三月前期にプロイセンの都市と農村が教区-学区-救貧区に編成されていく過程に注目して、主として東部(プロイセン州)と西部(ヴェストファーレン州)の斯かる住民が教区-学区-救貧区行政に策定され、そこに如何なる文化変容が起こっていたのかを解明することを意図している。この研究計画を進めるにあたってまず入手しておかねばならない史実は、同時期における教会・学校行政に関わる鳥瞰的な機構図であった。

もちろん鳥瞰図に限定せざるをえなかった理由があり、それについて改めて言及しておきたい。それは一言でいえるもので、教会・学校行政に関わる法制上の纏まった情報が研究史では未だ得られない状況にあったということに尽きる。そのために、『学区の行政団体化と公共性に基づくドイツ(プロイセン)学区制度成立史の実証的研究』ではその第1部に主として *Gesetz=Sammlung für die Königlichen Preußischen Statten, 1808-1848* を使用して「近代ドイツの教会・学校行政機構図」を叙述しなければならなかった。この法文整理で浮かび上がった法制上の特徴は、E.R.u.W.フーバー、O.ヒンツ、H.-U.ヴェーラー及び末川清が指摘する如く、1808年以降の教会・教育行政機構の完全な国家監督化であった。

〔2〕しかし、これら諸氏の考察が法文を主たる史料としていることから起因する問題点についても敢えて言及しておかねばならない。私は既に『プロイセン近代公教育成立史研究』(1996年)においてベルリン周辺の教区・学区について一部1820年まで扱い、未刊行の教区・学区査察文書を駆使して教区・学区が査察(=地方教会・教育行政)により整序化していく相貌を描き出している。斯かる査察文書を見る限りでは、教区・学区で営まれる住民の生活世界に対する国家監督化—換言すれば生活世界の国家体制化—は、それを如何なる基準で判断するのかという肝要な問題をい

ま脇に置いて、この語句から感得される表象とはかなりの懸隔があると言わざるを得ない。教区・学区の次元に目を据える時、国家監督化を史実で叙述する作業は、その方法を含めて、史家が挑戦するに値する未着手法な領域に属すと言ってよい。

しかし斯かる叙述は、史料の蒐集ともに、決して容易ではない。ストレートな国家監督化は教区・学区住民の生活世界の次元で如何に叙述されるのか。私は『プロイセン近代公教育成立史研究』において、教区・学区の行政的団体化とその内実 — 教会・学校建造物の管理（維持・会計検査）、教会台帳の管理、礼拝出席、日曜・祝祭日規則及び教会規律の遵守、信仰態度、教理問答教授の成果 — から考察していたが、これは国家基準の規則で生活世界が整序化＝合理化したと評価するものであった。国家の側にスタンスを置いて見る呪縛から解かれていなかった。

〔3〕『学区の行政団体化と公共性に基づくドイツ（プロイセン）学区制度成立史の実証的研究』では斯かる視点の転換を画すことを企てている。それは、都市・農村住民が積極的にラント議会と交渉し例えば国庫の支援によって教会・学校の新設を図る、及びその際に国の責任で斯かる施設を設置・維持すべきとする住民側の論拠の組み立て（＝主張）とこれに対する議会側の論議の局面に光を当て、都市・農村住民が彼等の意思で教区・学区という新たな行政団体に編入されていく事態に考察の軸を移動したことである。

『学区の行政団体化と公共性に基づくドイツ（プロイセン）学区制度成立史の実証的研究』第2部は1845年プロイセン州議会審議を追うことによって学区（或いは救貧区）の「ゲマインド主義」を見いだしている。これは、農村が学区（或いは救貧区）という行政団体に編入され、その学区が議会及び行政官庁と交渉する自治的機能を果たしていた — 果たそうと試みた — ことを表現するために使用されている。

斯かる団体は、依然として、先行研究で見られるような「統制団体」たる「国家の下部行政機関」であり続けることができるのか。これについて正面から論じるには、私の考察は未だ分析の枠組みを構築する際の模索的段階のものであり、実証不足の感は如何にも否めない。そこで、今回の研究、はヴェストファーレン州ラント議会審議にも対象を広げ、斯かる「ゲマインド主義」の实在について調査する計画を立てている。

以上、本研究の事前の準備状況を踏まえるならば、前回の報告結果を再編集して今回の報告書に再掲載することは本研究計画の継続性と一貫性を確保するために不可欠である。第I部がこれに該当していることを、予めお断りしておきたい。

〔4〕今回の研究で最も困難を極めたテーマは文化変容と社会的規律化であった。斯かるテーマを今回考慮した意図についてここで示しておかねばならない。上述したが、今回の『ドイツ近代社会の学区編成にともなう文化変容と社会的規律化の実証的研究』は、前回の『学区の行政団体化と公共性に基づくドイツ（プロイセン）学区制度成立史の実証的研究』とともに、三月前期の特に農村社会が教区・学区並びに救貧区に編成され、斯かる新たな枠組みが農村社会の生活世界を如何なる変化をもたらし、住民の行動様式に対する如何なる型を成形したのかを明らかにする研究計画をたてている。別言すれば、農村社会の国家監督化を教区・学区並びに救貧区の次元で検証することを意図している。

その際に農村社会の生活世界における変化と行動様式に対する型の成形を如何なる分析手法で理解することができるかが大きな課題となる。もちろん史料の存在は不可欠であるが、しかしその史料を解釈枠組が何よりも不可欠である。だが現在のところ三月前期に妥当する実用的な斯かる枠組は見だし難い。本研究の前に立ちはだかる斯かる難問に挑戦するには、近世に集中する研究成果に依拠して、そこから三月前期の考察に可能な解釈枠組を案出する作業も不可欠となる。

〔5〕1990年代に村落共同体＝教区の規律化に関する個別事例研究が、70/80年代の社会的規律化の論議を越えて、相次いで発表されたことは周知の事柄に属するが、中でもH.シリングとH.R.シュミットの事例研究が90年代の学界をリードしたことにはほぼ異論の余地がないところである。

斯かる事例研究が立ち向かったテーマは、G.エストライヒの社会的規律化モデルに刻み込まれた国家主導主義^{エタタリスムス}に対して共同体社会による「下から」の規律化を如何に論証するかにあった。この規律化には、シリングがみようとしたように¹、教区＝共同体成員の行為・信仰・思考・感性^{フェアハルテン グラウベン デンケン エムアフィンデンク ノルマリスールンク フォルミジールンク}の規格化と成型化が核心をなしている。

「下から」の規律化とは規律化の客体である教区・学区住民が同時にその規律化の主体となり、自らその行為・信仰・思考・感性を規格化し成型化することを意味する。

斯かる規格化と成型化に「自己統制」・「自己規制」という用語が充てられている²。

シュミットは、16世紀 der Staat Bern の調査教区＝村落住民に、自己統制・自己規制の「メカニズム」の作用の結果として宗派「信仰体制化」^{コンフェスオニールンク}がみらる、これは共同体の「自己規制機能」であり、エストライヒの社会的規律化に対する反証であることを強調する。これに対してシリングはシュミットの信仰体制化は「仮定の次元に留まり、実証されていない」³と論難している。そしてシリングのエムデンにおける信仰体制化自体も共同体独自の規律化であることに対して、シュミットからそれは国の社会的規律化の「道具」となっていると反論されている。斯かる論争の詳細については後段で改めて言及されるが、ここで整理されうるテーマは、第1に、教区を舞台にした信仰体制化はどの程度まで教区民の日常生活世界の変容＝規律化を達成したのか、第2に、教区長老会や教区裁判所による懲戒は果たして教区民にとって彼らの私的生活の次元で観念されたものであったのか、それとも彼らの私生活圏から個別分離された公的世界圏で観念されていたのか、第3に、教区における規律化メカニズムは近代国家形成の過程にどのように関わっていくのかである。

〔6〕本研究で敢えて社会的規律化の用語を使用した理由についてそろそろ説明しておかねばならない。その理由は、前近代の教区における信仰体制化が、三月前期における近代国家形成の過程で、どのようにして国家＝行政のシステムに転換されていくかを追っていくに際して、移行的な段階に考察を向けるために、絶対主義国家の概念である社会的規律化を用いる必要があった、ということである。

本研究のいま一つのテーマである文化変容についても上記と関連してここで説明を加えておく必要がある。文化変容は、まさしく規律化の裏面でもある。それを図式的に整理すると、農村社会が教区に編入される→教区民は隣人関係等の社会的関係の下で相互に逸脱する行動を規制し合うとともに所謂非キリスト教的生活世界は教会規律－裁判によって統制されキリスト教規範の内面的制度化が進行する→そして次に警察による違反取締と世俗裁判への転換が図られ、教区民の行動は、定期教会・学校巡察をとおして、国家の法規範及び行政のもとにシステム化される。以上の展開を想定して、三月前期における文化変容は、絶対主義における社会的規律化から類推される

ように、農村社会が教区・学区に編成されことによって生活世界が国家基準の教会規範のもとにシステム化され住民一般の社会的な行動様式の型が成形されていく事態、並びに教区・学区住民が彼等自身の論理で議会と交渉しながら斯かる教会・学校の事業を積極的に運営し且つその行為を正当化しようとする事態を含意している。

〔7〕本研究報告『ドイツ近代社会の学区編成にともなう文化変容と社会的規律化の実証的研究』は、『学区の行政団体化と公共性に基づくドイツ（プロイセン）学区制度成立史の実証的研究』とともに、プロイセン三月前期の教区・学区次元における「権威主義的統治体制」（末川清）の実情調査と言ってもよい。私は『プロイセン近代公教育成立史研究』で、既述したように、ミュンヘンベルク監督区の未刊行教会・学校査察文書から1820年代に査察（地方教会・学校行政）が成果を上げてきたことを見いだしたが⁴、その一方で同監督区クヴィリッツ教区・学区住民の教育財政公課化に対する強固な反対の文書にも出会った⁵。

この事態をH.-U.ヴェーラーも看取しており、次のような刮目に価する問題提起している。「何故に学校改革が、10年代の短期間の改革期後1848年まで、反動体制にも拘わらず、明確に保守主義へ進まずに、多くの処で自由主義的・合理主義的傾向を柔軟に保持しえたのか？」と。この問題に対して用意された応答も大変興味深いものである。即ち、三月前期において、教会・学校行政機構は集権的監督体制を確立したかのように法制上みえるが、それは仮想的現実であって、実態は「いまだ中央集権化されない政治システムの空洞が存在」していたとみられるのである⁶。「空洞」化現象の理解については直ちには首肯できないが、しかしこの問題提起はドイツ「特有の道」派の代表的論客であるヴェーラーから発せられただけに研究史の転軸を画するほどのインパクトをもっている。

ここで日本の研究にも目を転じておこう。日本を代表する世界史講座である『岩波講座 世界歴史 17』（1997年）では、「膨大な国家予算、国家による教育の独占、国家形成と国民統合の手段としての学校」が「初等学校の集権制的官僚支配」・「民衆学校の国家化」と理解されている⁷。

本研究は直接には学区を舞台として、「初等学校の集権制的官僚支配」ないし「民衆学校の国家化」を再検討することをおして、三月前期における教区・学区にお

ける民衆の日常生活世界が如何にして国家に体制化されていったのか、その仕組みを考察対象とする私の文化史研究のスタイルを素描したものである。

註

- 1 Heinz Schilling, *Heinrich Richard Schmidt, Dort und Religion. Reformierte Sittenzucht in Berner Landgemeinden der Frühen Neuzeit* (Stuttgart/Jena?NewYork, 1995), in: *Neu Historische Literatur. Disziplinierung oder „Selbstregierung“? Ein Plädoyer für die Doppelperspektive von Makro- und Mikrohistorie bei der Erforschung der frühmodernen Kirchengeschichte*, in: *Historische Zeitschrift*, Bde. 264, Heft 3, 1997, S. 676f.
- 2 H. Schilling, *op. cit.*, S. 680.
- 3 H. Schilling, *op. cit.*, S. 686.
- 4 増井三夫『プロイセン近代公教育成立史研究』亜紀書房、1996年、第4章。
- 5 増井前掲書 155-162頁。
- 6 H.-U. Wehler, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte*, 2. Band, 1815-1845/49. München, 1987, S. 483f.
- 7 阪口修平「プロイセンにおける国家と学校」『岩波講座 世界歴史 17 環太平洋革命』岩波書店、1997年、とくに 254頁。

第 I 部

「国家監督化」はどこまで達成されたか
—19世紀前半期プロイセンの教会・学校行政機構—

はじめに

教育行政機構史は、政策史研究が主流を占めた教育史研究でありながら、意外にも、史実の蓄積を欠いている。従って我々が手にすることのできる基本的情報は非常に限定されているのだが、研究史の問題状況はそればかりではない。その基本的情報さえもが、教育制度史研究に特有な認知様式によって、変形されている。

中央教育行政機構史でまず特筆される官庁は、1789年に設置を布告された高等学務委員会である。引用頻度が最も高い梅根悟『近代国家と民衆教育—プロイセン民衆教育政策史—』（1967年）は、これを「近代国家的な統一的教育行政機構の礎石を築いたもの」とみなしていた¹。この評価はドイツでもJ.シュタンツェルさらにM.ハイネマンにも認められる²。同様の解釈は、すぐ後段で言及されるように、19世紀前半期の教育行政機構改革についても窺われる。この解釈を貫く主旋律は、「教育行政官庁（宗務公教育庁→宗務・公教育・医務省）の独立化と「教育行政の専門機関」化を近代化とみる歴史認識である。かかる歴史認識に対してM.バウムガルトが異議を申し立てていることも周知の事柄である。彼は近代における「学校機能」の両義性（経済的・技術的発展の貢献と従属・社会的平等・不平等の再生産・社会移動促進・阻止作用等々）分析を教育史研究の「課題」とし、1807年から着手される中央行政機構改革について「教育行政」における「独立省」化を改革促進的、その抑制を「官僚主義的・絶対主義的」とみている³。だが、この見方もあまりにも二項対立的で、更にこの両局面についてこのような認識を可能にしようとする史実も構成されていない（ドイツ教育史学界の課題である第一次史料による実証の脆弱性を抱えている）。次章以下でも言及されるが、研究史の現状は、遺憾ながら、そもそも上記の解釈を可能にする史実さえもいまだ提示していないのである。

しかしその史実もまた歴史認識を経た解釈によって構成されなければならない。本研究の課題は、行政の官僚制の進展が民衆の日常生活世界に及ぼした作用、すなわち民衆の「国民化」を解明することにある。従って、小論においては、宗務公教育の一体化から分離化の過程がまさしく一つの史実を構成することになる。この史実をまずは行政機構に限定して構成すると同時にその社会的意識成型機構の構図を描きだすことが第I部の課題となる。

註

- 1 梅根悟『近代国家と民衆教育－プロイセン民衆教育政策史－』誠文堂新光社、1967年、46-147頁。
- 2 増井三夫前掲書63頁。
- 3 Franzjörg Baumgart, *Zwischen Reform und Reaktion Preußische Schulpolitik 1806-1859*, Darmstadt, 1990, S.3, 55-60.

第1章 1808年の宗教・教育行政機構図

〔1〕 梅根前掲書は、プロイセン改革における「教育制度の改革」として、第1「高等宗務委員会」（高等宗務局）が廃止され、第2に、「それに代わって、新たに「内務省の1部局として、「宗務公教育庁」（Department des Kultus und öffentlichen Unterrichts）」が設けられた点をあげている¹。まず史実の確認をしておく、第2の「宗務公教育庁」は正確さを欠いている。この機関設置が1808年12月16日布告「プロイセン王国における内務・財務関係最高国家官庁制度改正公告」²（以下「公告」）に基づいていることを記していないこと、及び名称の誤りである。内務省の機構は4「部局（Sektion）」制をとり、その1つが「宗務・公教育局」である。正式ドイツ語名は[Sektion für den Kultus und öffentlichen Unterricht]である（初代局長はW.v.フムボルト）。梅根はこの名称をクラウスニツァー編集の法令集 *Geshichte des Preussischen Unterrichtsgesetzes*（1891年）から引用しているようであるが、最も権威のある法令集 *Gesetz=Sammlung für die Königlichen Preußischen Staaten*（1808年）では上記のようになっている³。なお「高等宗務委員会」は「部局」の1「課」に再編されるが、これについては後述される。梅根前掲書における改革期中央教会・学校行政機構はこの記述で全てである。

研究史の上で中央一州教育行政機構をかなり正確に整理しているのは大崎功雄のジューフェルンの1819年「プロイセン国家における学校制度の構成に関する一般的法律案」研究の一環として取り組まれた「中央教育行政機構の概要」（州教育行政機構も含む）である⁴。ここでも当然に1808年の「公告」について言及されているが、その記述は、「プロイセン文部行政当局」は1808年「公告」⁵を「受けて形成された内務省の第3部局（Sektion）をなす、「宗務＝公教育局」を最高官庁とするものであった。」⁶と極めて簡略なものであった。

〔2〕 梅根と大崎の視圏は学校＝教育行政機構に常に収束している。その理由は両者ともに「近代的な統一的教育行政官庁」及び「教育行政の専門機関」の成立に焦点が絞られているからである⁷。小論は、官僚制機構が社会生活の官僚化に及ぼす作用を考察することを意図しており、そのために官僚制機構をはじめから教育行政の官僚制に限定することを避けて、これを警察・軍制・宗教の各官僚制との機構図のなかで概観するこ

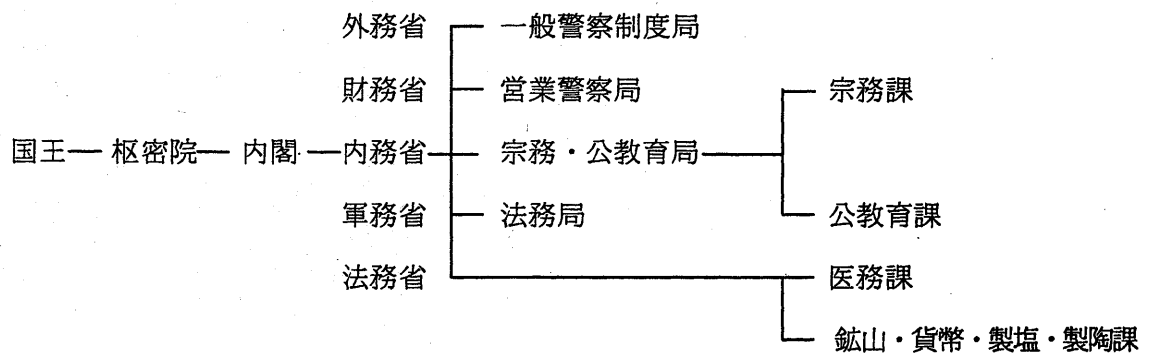
とを試みている。

さて1808年の中央—地方官僚制「創出」期を画す布令は上記の「公告」、12月23日「州知事への訓令」⁸及び12月26日「州・警察・財務官庁制度改革令」⁹である。まず12月26日「布告」から内務行政機構図（図1）、次に12月23日「訓令」と12月26日「改革令」から州—県教会・学校行政機構図（図2）を作成してみたい。

枢密院（Staatsrat）は国王の「直接監督の下」で「全国家行政の最高の全般的指導」機関となる。枢密院については末川清の近著で詳述されているが、それによるとかかる設置は「国王親政体制いわゆる国王絶対主義そのものが改められ」、「近代的な中央官庁」成立の端緒となるものであった。しかし斯かる設置は1817年に延期される（その主たる理由はシュタインとハルデルベルクとの「構想の相違」に起因していた）¹⁰。宗務・公教育事項は内務省（Departement des Innern）の管轄となっているが、まず省の部局制について記しておこう。

部局は四部局（Sektion）制二専門課から編成される。まず第1部局一般警察制度局（Sektion für die allgemeine Polizei）所轄「一般警察」事項に含まれる項目は

図1 内務行政機構図（1808年）



次の8点である。1)治安、2)救貧制度・労役所・病院等、3)生活物資の保全、4)公的な娯楽施設、5)郵便、6)シュテンデ制・諸団体、7)ユダヤ人・徴兵区制度、8)州行政団体の監督。宗務・公教育局（Sektion für den Kultus und öffentlichen Unterricht）は第3部局で、この下に宗務課（Abtheilung für den Kultus）と公教育課（Abtheilung für den öffentlichen Unterricht）が設置される。宗務課は「枢密院の直接管理（Direktion）」、公教育課は「枢密参議官（Geheimer Staatsrath）と宗務・公教育局長の直接指導（Leitung）」の下に置か

れる¹¹。

さて、宗務・公教育局の管轄事項は「一般警察」と区別される「教育警察」(Erziehungspolizei)と総称されている。公教育課管轄の具体的な項目は以下の通りである。国家の財政的援助を得る高等科学・芸術協会、大学、ギムナジウム以下の学校、劇場、全出版物の検閲に及んでいる。宗務課は全宗派の教会の内的事項と外的事項について「国家の最高監督権を全て有する」¹²。

このように「警察」事項は、国民の健康を含めた生活圏と表現行為及び内面的生活圏に対する国家監督の体制化をともなって、国家統治形態の改革の一環として法制化されている。

〔3〕次に地方行政機構をみておきたい。州は1808年の時点で7州に分割されたが、州知事はシュレーゲン州知事を除いて複数の州に1名配置された(「公告」第34条)。その州知事の機能は「県庁(Regierung)」に対する「執行官庁(die ausführende Behörde)」、「監督官庁(die kontorollierende Behörde)」、「助言官庁(die konsultirende Behörde)」の複合体である(「訓令」前文)。いま少し州知事と県庁との関係について関係条文をみると、州知事は県庁の行政に細かく関与することなく、主として官僚の勤務態度の監督に限定され(「訓令」2)、更に助言についても県庁の報告に鑑定を添付送付するが、しかし差し戻し審議を求めることはない(「訓令」3)。

県庁は、周知のように、1808年布令で従来の軍事・御料地財務庁が改編・改称されたものである(前文)。ところで宗務・公教育事項は「訓令」では一切言及されていなかったが、本布令で初めて明確に条文に記載されている。その要旨は次の通りである。県庁は「地方警察官庁として」「国家及び市民に危害を加える全ての事柄を防止するのみならずこれを排除し、公の平和・安全・秩序を維持するために必要な措置を講ずるだけでなく、全体の福祉が促進かつ向上され、公民各人がその道徳性と身体を形成し、これを適切な方法で使用する機会を持てるように配慮する義務と権限を有する。県庁はそれゆえに民衆陶冶、すなわち公教育と公礼拝(Kultus)も監督する」(布令第3条)。県庁の義務と権限は、公的社会の「平和・安全・秩序」の維持と「民衆陶冶」—これが「公教育と公礼拝」と一体となっていることに注意—の監督にまで及んでいる。こうした公的生活圏に対する全般的な行政監督は「公告」で表明された「教育警察」の具体版であるとみられよう。

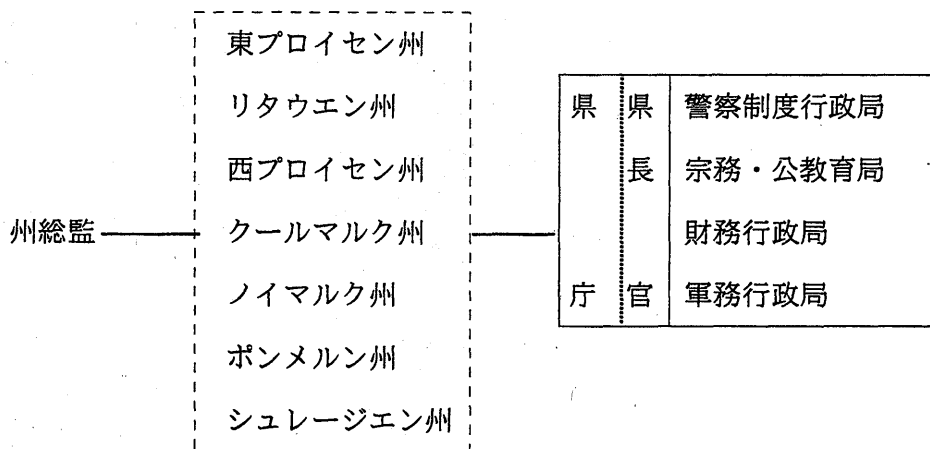
県庁の機構は4「課(Abtheilun)」から構成されるが、この「課」は布令条文で「行

政局 (Deputation)」と読み代えられている (第26条)。各行政局は独自の委員会を持ち、その長は「県庁局長 (Regierungs=Direktor)」であり、局長の命令は、東プロイセン県を例にあげれば、「東プロイセン県教会・学校行政局 (Geistliche und Schuldeputation)」名で布告される (第27条)。県庁機構でさらに注目すべきは、4行政局が「緊密に連絡しあい」、合同の「総会 (Plenum)」が開催されることになっていることである (議長は県長官 (Regierungspräsident)。これは、「民衆陶冶」(「公教育と公礼拝」) が軍務事項とも密接な関連のもとで一元的に監督されることを示唆している。

〔4〕次に宗務・公教育行政局について具体的にみておきたい。1808年12月26日布告「全州における県庁職務訓令」¹³ (上記「州・警察・財務官庁制度改革令」の補足規程) により、宗務・公教育行政局は「公的礼拝・教育及び世論 (die öffentliche Meinung) に関する全業務を管轄する」(第3条)。第3条はこの業務に関する権限を「ランデスヘルの *juris circa sacra*」とみなしている。この条文は注目されなければならない。

「*juris circa sacra*」は、その該当事項をみれば(1)「全教会・学校・教育施設・慈善施設とその国有財産の管理と監督」、(2)「国王の保護権下にある聖職者及び教師の任命」、(3)「他の保護権者によって選出された聖職試補者の承認」、(4)「全聖職者と教師の審査」、

図2 地方教会・学校行政機構図(1808年)



(5)「全聖職者と教師の勤務・行状の監督」、(6)「大学、著述業及び文学関係の結社の上級警察監督」、(7)「刊行物の検閲」である (同条)。注目すべきは、これらの事項の監督が、「公学校教授・宗教教授及び公的礼拝が内的・外的に改善され且つ適切に実施され、そのことによって宗教性と道徳性、宗派間の寛容精神と協調性、市民的精神 (Bürgersinn)

と公的問題に対する関心、祖国・体制及び国王への愛着、法の尊重と実行を促進する」(第62条)を意図していたことである。

これは、「*juris circa sacra*」に基づく「公教育と公礼拝」監督がまさしく民衆の生活世界に対する行政的整序を正統化するものであることを推定させる文書である。この推定にさらに明確な輪郭を与えるものが第69条である。即ち、宗務・公教育行政局参事官は第62条の執行にあたって、「全聖職者と教師の私的及び公的生活」まで「継続して視察」する権限(=「義務」)を付与されている。この条文は、また同時に、参事官に学区及び教区民の私的及び公的生活に対する継続的な「視察」を事実上制度化する可能性をも予測させる。

〔5〕ここで「^{ポリツァイ}警察」と広義の「教育」の用語について若干先行研究を整理しておきたい。まず1808年の中央-地方行政機構の創出にあたったFr.v.シュタインの構想に注視しておきたい。シュタインの国制改革構想を貫く理念が「自治」にあったことは既に研究史では周知の事柄に属しているが、ここで更に留意すべきはこの「理念」の意図するものが「公共精神の喚起による国民の道徳的教化と国家の統治形態の改革」と結合されていたことであった¹⁴。「公共精神の喚起」という「人間の感情と行動に関する」「規範的概念」は、シュタインの「ナツソウ覚書」(1807年1月に起草したシュタインの建白書「プロイセン王国における最高財務・警察官庁及び州財務・警察官庁形成について」)では「人間の共同体(国家)への共属性が強調されることで政治的性質を帯び」¹⁵、「国民の道徳的教化」の核心となっていた。これを瞥見すれば「国民の道徳的教化」は「教育警察」かと読み取れる。更に彼の国制改革構想(「ナツソウ覚書」)へ視線を拡げてみよう。

「ナツソウ覚書」は1808年改革の草案になっているが、その改革は事実上総監理府の再編を構想していた。再編案中「ラント警察」に関するものは、第1に、「^{グズントハイツポリツァイ}健康警察」、^{アルメンヴェーゼン}「救貧制度」及び「^{エッフェントリヒャー・ウンターリヒト}公教育」部局の独立、第2に、宗務省の2部局制(カトリック派とプロテスタント派)、第3に、「省再編」について「最高ラント警察行政」が独立の省として構想され、省は第1部局「公安・救貧・生活物資・団体・行政組織」、第2部局「営業警察」、第3部局「公教育」から編成されている¹⁶。みられるように「ナツソウ覚書」では公教育はラント警察に分類されおり、宗務関係はこれとは独立した省に編成されている。とするとシュタインは宗務行政をポリツァイの対象から外していたのか。さらに「ナツソウ覚書」を追ってみよう。

まず公教育及び救貧との関係について特別にコメントされた箇所が目が止まる。ここでは公教育と救貧制度がラント警察行政に編成され、宗務省がラント警察事項に関与する対象を公教育と救貧制度に限定することによって、この両者（宗務行政と公教育・救貧制度）をラント警察行政と「緊密に結合する」構想を建てている¹⁷。この箇所は僅か数行である。ところがさらに文章を追っていくと、「ナツソウ覚書」全体でかなり紙幅をさいているポーゼン州（旧ポーランド王国領）の行政に出会う。実は、他ならぬ、「ポーランド国民」のいわゆる文明化が行政の次元で繰り返し言及されている。即ち、「行政の課題」として「教育と洗^{フェアエーデルン}練」が明記され、その具体的項目に「教授の完備」と「聖職者の洗練」が併記されている。その趣旨は、ポーランド国民には「深刻な無知、暴飲、粗野及び不潔が染み込んでおり」、これが「彼等の人格を自立的に形成する際の障害となっている」、それ故にポーランド国民は「教育されて」「民族性に固有な自然を洗練」されなければならない¹⁸。

シュタインが「道徳的教化」を以上のように「国家の統治」全体に関わる領域としてとらえていたことは、以上の文脈からみて、ほぼ了解される。まさしく宗教は民衆の「道徳的教化」と関わるときにはポリツァイの重要な構成要素に組み込まれる、と考えられていた。その構想を如実に法文化したものが、1808年12月26日布告「州・警察・財務官庁制度改革令」3条、「ラントポリツァイ官庁として県庁は、消極的並びに積極的な点において、朕が忠良なる臣民の公益について配慮する。県庁はそれゆえに国家とその市民にとって危険ないし不利益をもたらす全てを阻止しかつ排除し、そのことによって公的平穩、安全及び秩序を維持するために必要な手配をするのみならず、全ての幸福が促進され向上され及び公民各人がその能力を道徳的並びに身体的な点において形成しそれを法の範囲内で有益に使用できる機会をえるように配慮する権限と義務を賦与される。県庁はそれゆえに民衆陶冶、すなわち公的教授と礼拝について監督するのである。」¹⁹、及び既出した「全州における県庁職務訓令」62条、「公学校教授・宗教教授及び公的礼拝が内的・外的に改善されかつ適切に実施され、そのことによって宗教性と道徳性、宗派間の寛容精神と協調性、市民的精神（Bürgersinn）と公的問題に対する関心、祖国・体制及び国王への愛着、法の尊重と実行を促進する」であった。

法文で明示されたポリツァイの領域は、第1に「国家とその市民にとって危険ないし不利益」を阻止・防止し、第2に「そのことによって公的平穩、安全及び秩序を維持する」、第3に「全ての幸福が促進され向上され及び公民各人がその能力を道徳的並びに身

体的な点において形成しそれを法の範囲内で有益に使用できる機会を得るように配慮する」に及んでいる。とくに第3の点が「民衆陶冶」の概念を用意していた。そしてその内容は、いま一度採録すると、「宗教性と道徳性、宗派間の寛容精神と協調性、市民的精神（Bürgersinn）と「公的問題に対する関心、祖国・体制及び国王への愛着、法の尊重と実行を促進する」である。「民衆陶冶」はまさしく民衆の「宗教性と道徳性」に行政的方向づけを与える「教育ポリツァイ」の表現であった。

ところでポリツァイ概念はすでに1794年のALR 2部17章10条で示されているが、そこでは上記の第1、2の点が規定されているにすぎない。1808年のポリツァイ規定はこれに加えて民衆の「幸福」と「宗教性と道徳性」にまで行政的方向づけを与える途を拓いたと言える。シュタインの「国民の道徳的教化」が「国家の統治形態の改革」と一体となって構想されなければならなかった理由が改めて確認され得る。

なおここで例の *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd.4におけるポリツァイの「制度的概念の形成」を参照しておくこと、上記の「州・警察・財務官庁制度改革令」3条がそのまま全文転載されている²⁰。だがポリツァイ概念に「民衆陶冶」に対する行政的方向づけが位置づけられていないのは遺憾である。

註

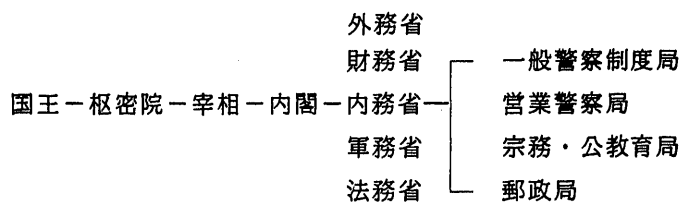
- 1 梅根悟前掲書184頁。
- 2 *Publikandum, betreffend die veränderte Verfassung der obersten Staatsbehörden der Preussischen Monarchie, in Beziehung auf die innere Landes- und Finanzverwaltung.*
- 3 *Gesetz=Sammlung für die Königlichen Preussischen Staaten*(略号G=S), 1806-1810, S.363.
- 4 大崎功雄「プロイセン国家における学校制度の構想に関する一般的法律案(1819年)」とJohann Wilhelm Stüvern—とくに「学校監督」の制度と機構の解明を中心—その(六)北海道教育大学紀要(第一部C)第38巻第2号、1988年、6-11頁(同『プロイセン教育改革研究序説』多賀出版、1993年、393-397頁に再録)。
- 5 「公告」の大崎訳は「プロイセン王国における最高官庁の制度変更に関する勅令」(大崎功雄前掲論文6頁)。
- 6 大崎功雄前掲論文6頁。
- 7 梅根悟前掲書184頁、大崎功雄前掲論文9頁。さらに石井正司の次の記述も梅根とほぼ同様である—「シュタイン=ハルデンベルク改革は当然、教育行政制度改革の対象としていく。すなわち、従来の高等学務委員会を廃止し、内務省に、「宗教=公教育局」を設置した。そして、それは1817年、「宗教、文部、医務省」の設置へと発展していく。新設された宗教=公教育局は中央集権的であり、かつ民民的であるという近代的な教育行政機構の様相を一応はもっていたといえよう。」(『民衆教育と国民教育—プロイセン国民教育思想発生期の研究—』福村出版、1970年、216-217頁)。
- 8 *Instruktion für die Ober=Präsident in den Provinz*, in: G=S. 1806-1810, S.464-480.
- 9 *Verordnung wegen verbesserter Einrichtung der Provinzial-, Polizei- und Finanz =Behörden*, in: G=S. 1806-1810. S.464-480.
- 10 末川清『近代ドイツの形成—「特有の道」の起点』晃洋書房、1996年、96-97頁。
- 11 G=S. 1806-1810, S.365.
- 12 *Ibid.*, S.366.
- 13 *Geschäfts=Instruktion für die Regierung in sämtlichen Provinzen*, in: G=S. 1806-1810, in: G=S. S.366.
- 14 吉川直人「シュタイン(Freiherr vom Stein)の改革理念と伝統的観念への依拠——九世紀初頭プロイセン国制改革の精神について——」『法学論叢』京都大学法学部114巻1号、1984年、44頁。
- 15 川直人前掲論文48頁。
- 16 Des Minister Freiherr vom Stein Denkschrift »Über die zweckmäßige Bildung der obersten der Provinzial-, Finanz- und Polizeibehörden in der Preussischen Monarchie«, in: Georg Winter (Hrsg.), *Die Reorganisation des Preussischen Staates unter Stein und Hardenberg*, 1. Teil. 1. Bd., Osnabrück, 1982, S.189f.
- 17 *Ibid.*, S.192.
- 18 *Ibid.*, S.190, 204f.
- 19 G=S. 1806-1810, S.465f.
- 20 O. Brunner, W. Conze, R. Koselleck (Hrsg.), *Geschitliche Grundbegriffe*, Bd.4, Stuttgart, 1978, S. 888.

第2章 1815年の宗教・教育行政機構

〔1〕1810年6月にK.A.v.ハルデンベルクが宰相（Staatskanzler）に就く（1822年迄）。10月27日に1808年「プロイセン王国における内務・財務関係最高国家官庁制度改正公告」の補足規程「プロイセン王国における全最高国家官庁体制改革令」¹（以下「改革令」）が布告された。この補足規程で注目される点は、第1に、「専門の大臣よりも上席にあって大臣と国王との間の意思疎通を仲介するか、少なくともそれをコントロールする宰相の職」が創設され²、第2に、宰相に最高聖職に関する事項が「委ねられ」（「改革令」II）、第3に、特別に内務省部局長が大蔵省部局長とともに枢密院構成員として議決権を付与された（「改革令」III）ことである。この3点は宗教・教育行政においても宰相をトップに置く集権体制が敷設されることを示すものである。そこでこの集権体制に焦点を絞り、「改革令」に基づく行政機構改革に注視してみよう。まず内務省内機構改革に目を転じると、1808年に比べて部局が整理され、下図に見られるように4部局制となっている。

内務省宗務・公教育局の所轄事項は1808年「公告」に比べて格段に具体化されたが、それは同年の「県庁職務訓令」に対応して上級監督機関の位置を明確にしたものといえる。ただし1810年布令は、本部局に帰属する権限として、第1に、全宗派

図3 内務行政機構図(1810年)



の内的事項である「宗教行為（Religionsübung）に関する国家の最高監督・保護権」＝「jus circa sacra」と、第2に、プロテスタント派の「宗務権（Consistorialrechte）」＝「jus sacrorum」、第3に、ユダヤ教礼拝を含むユダヤ人監督権を明記している。ところで宗務・公教育局長は上掲したように枢密院における議決権を付与されているが、このことは、宗務・公教育行政について、枢密院－内務省による一元的な

— 宗教教授から教区民の礼拝行為を包括する — 「民衆陶冶」監督制度が構想されていたことを推測させるものである。ここで更に第1と2を統合した教会会議体制 (Synodalverfassung) についてしておこう。

〔2〕1812年1月16日に宗務・公教育局は教会会議体制設置構想を起草しているが、ここで表明されたものは教会会議を国家の指導下に置く、プロテスタント両派の礼拝式及び学校教育の国家監督制度一元化の構想であった³。斯かる構想は既に1804年3月13日の「教会礼拝式序草案緒言」(Vorerinnerung zum Entwurf einer Agende) に遡り、そこではプロテスタント両派の日曜・平日礼拝式序について第4章で詳述される「合同 (Union)」が企図されていた。「緒言」の実施は1806年の対仏戦争で延期されたが、フリードリヒ・ヴィルヘルム三世は「解放戦争」直前に軍隊からこの構想実現に着手し、1813年8月19日にキリスト教精神を軍隊に維持すべきことを部局から全教会に命じ、戦時下の10月23日と11月17日に相次いで「勅書」と「勅命」を発した。

「勅書」は、ブレスラウ県宗務・公教育行政局より、全教会に対し「民衆の中に国王の命令に対する服従心を実現すること」を命じている⁴。「勅命」は更に、「鉄の十字架」を「解放戦争の記章」(ここに「国王と祖国のために神とともにあらん」と刻みこまれた⁵) に指定したように、民衆の表象に対する関与の具体的形式を作りだそうとしている(詳しくは本章の補遺を参照)。

このように教会会議体制構想は礼拝によって民衆の内面的統合(「国民化」)を図る「民衆陶冶」システムを敷設することにあつたと見られる。しかもこの構想実施の動因となったものはプロイセン軍制改革であつたと予想されうる。そこでこの点についても若干言及しておくべきであろう。

プロイセン軍制は1806年10月14日のイエナ・アウエルシュテットでの敗北で全面的な再編を余儀なくされ、これが同時に政治的な緊急課題ともなった。さて軍制上の問題点は軍隊組織の弱体化及び指揮系統の不備⁶の他に、一般民衆と軍隊との「分離(Trennung)」にあつた⁷。この時代状況として一般社会と軍隊との間の乖離、軍隊に対する拒否的傾向が民衆の間で顕現していたと言われている⁸。この欠陥を解決する政策が国民兵役義務であつた。1807年7月15日に設置された軍再編委員会(Die Militär-Reorganisationskommission)はこの義務法起草に際して次の3点に留意した。

(1)「国家のあらゆる住民は生まれながらの護国者である」(1809年8月31日国王へ上奏)⁹、(2)プロイセン人は全て「兵役能力を有する公民」である¹⁰、(3)「国民」(特に上層市民)を強制ではなく「志願によって」軍隊に編入すること¹¹。この3点の狙いは、民衆の「あらゆる家庭に戦争への関心をつなぎとめ」(委員会議長G.J.D.v.シャルンホルスト)、民衆と軍隊との間の「内面的統一」を確立しすることにあつた¹²。この「内面的統一」が「民衆陶冶」システムに組み込まれるとき、第5章で指摘されるように、教会政策と軍制政策は交差する共有点をもつことになる。

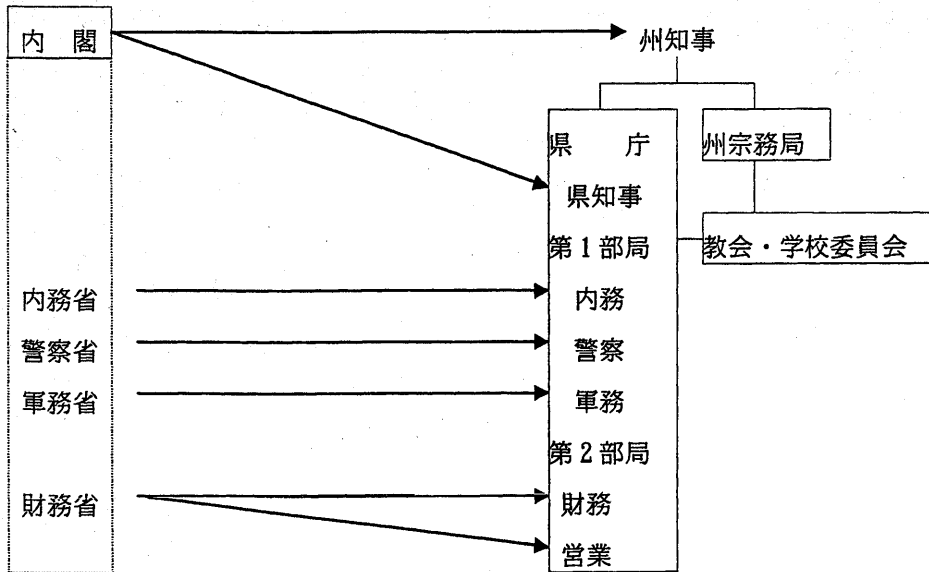
1814年5月30日にパリ講和条約が締結された同日にフリードリヒ・ヴィルヘルム三世は改めてプロテスタント両派の「合同」化に強い意欲を表明すると同時に行政機構と教会会議機構の改革に再び着手する。この「合同」化と機構改革の狙いの一つが「民衆陶冶」システムの官僚化にあつたと予想しておかねばならない。

〔3〕改革の第一歩は1814年6月3日の「閣令」で警察省が内務省一般警察局から独立したことから踏みだされた¹³。内務大臣にK.F.シュックマン(1834年迄)、警察大臣にS. ヴィットゲンシュタイン-ホーエンシュタインが就任する。続く1815年4月30日布告「州官庁体制改革令」¹⁴で地方行政構が整備された。その機構図が図4である。

「プロイセン国家」は10州、各州は2以上の県(Regierungsbezirke)にそれぞれ画定される(第1条)。州総監の「機関」は、県庁(Regierung)と宗務局(他に「医務委員会(Medizinalkollegium)」)である(41条)¹⁵。ここで宗務局を軸に州総監と県庁との関係を見ておきたい。州総監は宗務・公教育及び医療事項の「最高指導」機関であり。宗務局は州総監府(Oberprasidentur)所在地(=州首都)に設置され、その局長を知事が兼ねる(3条第3項)。これをプロイセン州でみると、その所在地は州首都ケーニヒスベルク(東プロイセン県庁所在地)であり、同時に宗務局は東プロイセン県の宗務・公教育監督官庁となる。ところでこの場合には、州総監は県知事も兼ねるために(32条)、州-県-宗務局の官僚制的序列は形成されない仕組みになっている。更にいま一つのリタウエン県についてみると、当県に宗務局は設置されず、グンビネン県庁内に聖職者と視学官から構成される教会・学校委員会(Kirchen-und Schul-Kommission)が設置される(17条)。県庁は当委員会の「管理(Direktion)」機関となり、その実際の業務を担当する官僚は「学事官(Schulrath)」

であるが、同時に宗務局の「指導」下に置かれ（第17条）、聖職者および視学官と共に宗務局の「機関」となる（第42条）。「管理」は宗務事項（公礼拝・教育の内的・外的事項）について宗務局に報告することに留まる（18条）。

図4 地方教会・学校行政機構図(1815年)



〔4〕さて、ここで改めて中央－州－宗務局－県間の関係について確認しておきたい。まず州総監は「内閣・県庁間の中間機関ではなく」、「内閣の常任監察官（Kommissarien）」（4条）であり、県知事は内閣の「機関」である（28条）。県庁第1部局（外務・内務・警察事項所轄）は「これらの（外務・内務・警察）大臣の機関」（11条）、第2部局は財務大臣の「機関」となる（24条）。このように州総監－県知事－県庁部局はそれぞれに上級機関と直結し、この3機関間に州総監をトップに置く「官僚制的序列」は法制化されていない。この体制がプロイセンに特有な「二元的な地方官僚制」を示すものである¹⁶。それではこの二元性は教会・学校行政機構にどのように貫徹されていたのだろうか。

まず再確認しておくべき点は、宗務局は州総監の機関であり、教会・学校委員会の指導機関は宗務局であったことである。とすると宗務事項の上級機関は内閣となるのだろうか。ここで再度1810年の内務省宗務・公教育局に目を転じてみる必要がある。そこでは当部局に「jus circa sacra」と「jus sacrorum」が付与されていた（これによると内務省が宗務局の上級機関となる）。となると州総監と内務省との関係

に不整合が生じてくる。そこでいま一度1808年の枢密院と宗務・公教育局宗務課と公教育課との関係をみると、前者は枢密院、後者は枢密参議官の直接指導下に在り、枢密院が事実上宗務・公教育の内的・外的事項の最高国家官庁となっていたのである。この外形的な不整合も上記の二元性に起因したものと推測されよう。

このように機構図を構成できるとすると、確かにフーバーが指摘したように、1815年の教会・学校行政機構は「国家一元的体制化」を図るものであったと認められよう¹⁷。ターデンもフーバーの解釈を支持し、宗務局－教会・学校委員会が「純粋な国家機関化」したとみなしている¹⁸。

〔5〕フーバーおよびターデンの評価を裏付ける制度改革が1816年5月27日布告「プロイセン福音派教会体制改善に関する国王フリードリヒ・ヴィルヘルム三世の勅令」で着手された。「勅令」は、縷言するまでもなく、1812年1月16日の教会会議体制設置構想の具体化にあった。

図5 福音派教会会議体制 (1816年)



* 監督 Superintendent は視学 Schulinspektor を兼ねる。

E.R.u.W.Huber(Hrsg.),op.cit.,S.575.より作成。

教会会議は専ら内的事項の「jus circa sacra」に関わり、その主要な事項は教説と礼拝式序の統一、聖職試補者養成、民衆学校教授監督にあった。それではこの体制化に応じて教会会議は宗務局に対してどのような関係に位置づけられることになったのだろうか。教会会議の議長は見られるように、州→総監督、郡→監督で、いずれも国家の地方機関である(都市・農村牧師を含め後に「聖職公務員 Geistlicher Beamte」の法的地位を付与され、大臣より任命される)。ターデンは教会会議を「補充機関」とみているが¹⁹、その設置意図は礼拝式序の国家統一にあり、1816年の教会会議体制化はプロイセン国王の「国家教会高権 (Staatliche Kirchenhoheit) 体制」確立を企図するものであったとするフーバー解釈²⁰が現在のところ最も説得力があ

る。

後の史実はプロテスタント両派の「合同」と礼拝式序の国家統一化によって展開されるが、それはまず軍において実施された。1817年2月9日の軍聖職者総監督への「勅命」でフリードリヒ・ヴィルヘルム三世が起草したと鑑定される礼拝式序がポツダム衛戍教会に導入され、続く3月1日に内務大臣宗務・公教育局長シュックマンへの「勅命」でルター・改革両派の「合同」が強行された。そして9月27日「プロイセンにおける福音派ラント教会連合に関する国王フリードリヒ・ヴィルヘルム三世の勅命」で「福音派—キリスト教教会 (Evangelisch-Christliche Kirche)」が誕生し、10月31日宗教改革300周年記念日にこれが宣言された。以上の経緯の詳細については第4、5章を参照してほしいが、ここでは「合同」の狙いが礼拝式規程の国家統一と国家監督教会体制の確立にあったことについて確認しておきたい²¹。

以上のように、1815年の宗教・教育行政機構改革の特徴は、地方行政の二元性がまさしく宗教・教育行政の国家一元化を可能ならしめた、というパラドックスな構造にあったと指摘できよう。

註

- 1 *Verordnung über die veränderte Verfassung aller obersten Staatsbehörden in der Preussischen Monarchie*, in: G=S.1811-1813.S.3-21.大崎功雄前掲論文14頁註(17)に機構図が載せられている。
- 2 F.ハルトウング『ドイツ国制史』成瀬治・坂井榮八郎訳、岩波書店、1988年、342頁。
- 3 Erich Foerster, *Die Entstehung der Preußischen Landeskirche unter der Regierung König Friedrich Wilhelms des Dritten*, 1.Bd.Tübingen,1905,S.184f.
- 4 E.Foerster, *op. cit.*, 1.Bd.,S.105.
- 5 Gotthard Kunze, *Kirchengeschichte. Die religiöse und nationale Volksstimmung in Preußen während der Freiheitskrieg 1813-1815*, Oppeln,1940,S.27.
- 6 G.Kunze, *op. cit.*, S.83f.
- 7 Rainer Wohlfeil, *Vom Stehenden Heer des Absolutismus zur Allgemeinen Wehrpflicht 1789-1814*, in: *Handbuch zur deutschen Militärgeschichte 1648-1939*, Bd.1. Abschunitt II, S.81.
- 8 R.Wohlfeil, *op. cit.*, S.116.
- 9 M.Messerschmidt, *Preußens Militär in seinem gesellschaftlichen Umfeld*, in: *Preußen im Rückblick, Geschichte und Gesellschaft. Zeitschrift für Historische Sozialwissenschaft*. Sonderheft 6, Göttingen, 1980, S.57.
- 10 R.Wohlfeil, *op. cit.*, S.117.戦死者の記事に、「戦場での死から鉄の十字架は護ることができなかった」と揶揄されるカリカルチャーがピーターマイヤー時代を特徴づけていた (Günter Böhner, *Die Welt des Biedermeier*, München, 1968, S.40.)。
- 11 Wohlfeil, *op. cit.*, S.129.
- 12 R.Wohlfeil, *op. cit.*, S.127.
- 13 R.Wohlfeil, *op. cit.*, S.116.
- 14 *Allerhöchste Kabinettsorder, wegen Ernennung des Ministerii*, in: G=S.1814.S.42.
- 15 *Verordnung wegen verbesserter Einrichtung der Provinzial=Behörden*, in: G=S.1815.S.86-97.
- 16 本章註末尾(32頁)のプロイセン軍区・州・県庁所在地一覧(1815年)を参照。
- 17 北住炯一『近代ドイツ官僚国家と自治-社会国家への道-』成文堂、1990年、36頁。
- 18 E.R.und W.Huber(Hrsg.), *Staat und Kirche im 19.und 20.Jahrhundert*.1.Bd., Berlin, 1973, S.119f.
- 19 Rudolf von Tadden, *Kirche im Schatten des Staates? Zur Problematik der evangelischen Kirche in der Preußischen Geschichte*. In: *Preußen im Rückblick. Geschichte und Gesellschaft. Zeitschrift für Historisch Sozialwissenschaft. Sonderheft 6*. Göttingen, 1980, S.159.
- 20 R.von Tadden, *op. cit.*, S.160.
- 21 E.R.und W.Huber(Hrsg.), *op. cit.*, 1.Bd., S.573f.

プロイセン軍区・州・県庁所在地一覧(1815年)

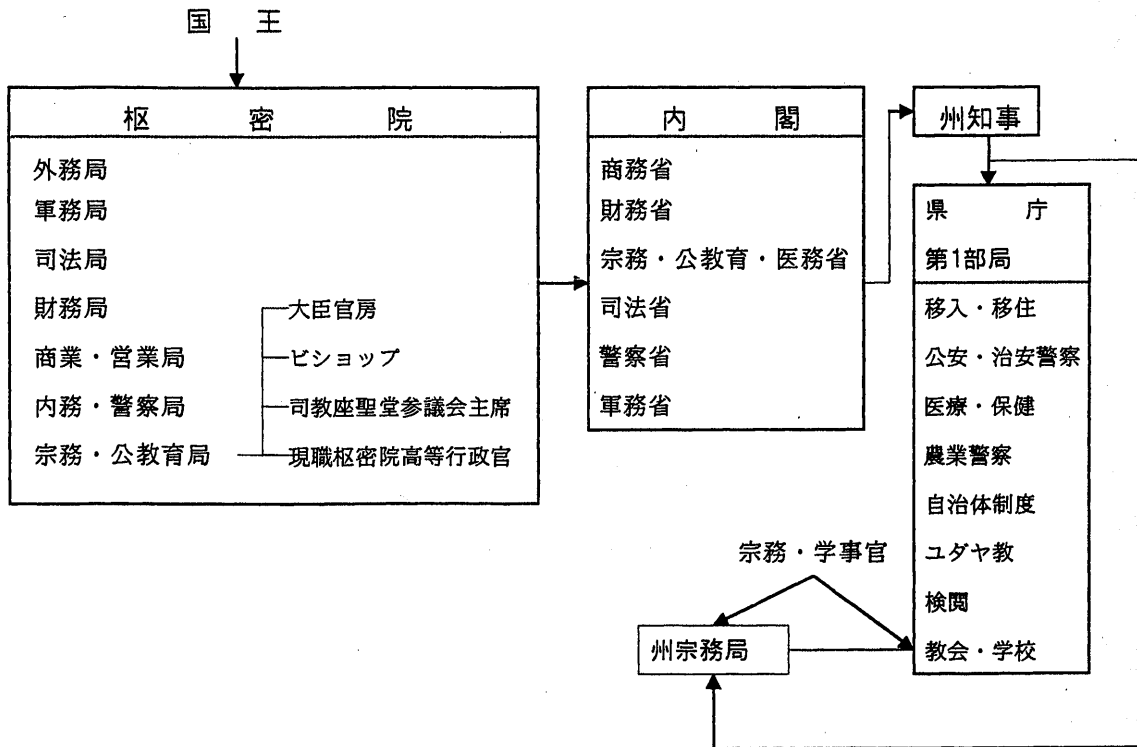
軍区名	州名	県名	県庁所在地
プロイセン	プロイセン	東プロイセン リタウエン	ケーニヒスベルク グンビネン
	西プロイセン	ダンチヒ・西プロイセン マリーナヴェルター・西プロイセン	ダンチヒ マリーナヴェルター
ブランデンブルク ポンメルン	ブランデンブルク	ベルリン マルク・ブランデンブルク ノイマルク・ラウジッツ	ベルリン ポツダム フランクフルト
	ポンメルン	フォアポンメルン ヒンターポンメルン	シュッテティン ケスリン
シュレージエン・ ポーゼン	シュレージエン	ミッテルシュレージエン シュレージエン・ゲビルデ ニーダーシュレージエン	ブレスラウ ライヒェンバッハ リーグニッツ
	ポーゼン	オーバーシュレージエン ポーゼン大公国 ブロンベルク・ポーゼン大公国	オッペルン ポーゼン ブロンベルク
ザクセン	ザクセン	ザクセン公国 ニーダーザクセン チューリングェン	メルゼベルク マグデブルク エアフルト
ニーダーライン・ ヴェストファーレン	ヴェストファーレン	ミュンスターラント ヴェーゼル マルク・ヴェストファーレン	ミュンスター ミンデン ハム
	クレーフェ・ ベルク	ベルク公国 クレーフェ・ゲルドルン公国 メールズ侯国	デュセルドルフ クレーフェ メールズ
	ニーダーライン 公国	ユーリッヒ公国 モーゼルラント	ケルン コブレンツ

Eintheilung des Preußischen Staats nach seiner neuen Begrenzung, in: G-S.1815, S.93-97. より作成

第3章 1817年の宗教・教育行政機

〔1〕1817年には中央－州－宗務局－県機構改革と職務規程が相次いで布告される。以下でそれらをまず一括列挙しておきたい。3月20日「枢密院施行令」¹、10月23日「州総監業務執行訓令」²、同日「プロイセン王国県庁業務執行訓令」³、同日「州宗務局業務執行訓令」⁴、11月3日「ベルリン中央官庁業務執行令」⁵である。図6は以上の布令に基づいて作成されたものである。

図6 中央－地方教会・学校行政機構図 (1817年)



宗務・公教育・医務省は「ベルリン中央官庁業務執行令」で内務省の宗務・公教育部局と医務課が一つに独立して省に昇格したもので、大臣にv. アルテンシュタインが就任した。次に州総監の職務権限についても紹介しておきたい。「州総監業務執行訓令」は1815年の「州官庁制度改革令」を「より詳細に規定」したもので（前文）、その権限の基本的特徴に変化はないが、「枢密院施行令」との関係で枢密院における位置づ

けが明確にされている。

ところで枢密院は既述したように1808年に初めて設置が決定されたが、しかしその実現は今回の施行令で果たされる。枢密院は国王の「最高審議機関」であり、「行政には決して参与しない」が、しかしそこでなされる「一般的な行政処置の審議」は枢密院の専決事項であり（「枢密院施行令」2-a）、さらに、1808年にはみられなかったが、内務省宗務・公教育局は独立して枢密院の1部局を構成していた — なお当部局構成員は、大臣官房v.クレヴィツ、ビショッフ（福音派最高位聖職）ザック、ドームデカーン（カトリック派首席聖職）伯爵v.シュピーゲル、現職枢密参議官v.カンプツ、同ニコロヴィウスであった —。

さて枢密院における州総監の位置に就いてであるが、1815年では内閣の常任監察官止まりであったが、「枢密院施行令」により皇太子、宰相及び大臣と同列の構成メンバーとなっている。従って枢密院における州総監の地位は枢密院宗務・公教育局構成員よりも上位となる。ところで州総監は州宗務局長を兼ねるが（「州総監業務執行訓令」2条）、それではその州宗務局と県庁第1部局との関係はどのようになっているのか。それを整理するにはまず州宗務局の業務についてみておく必要がある。

〔2〕 「州宗務局業務執行訓令」2、7条より州宗務局の主要な業務をみると、(1)福音派教会会議（Synode）の制度化、その監督及び会議決定の審査と承認、(2)礼拝一般の監督、(3)教会祝祭を宗務・公教育省の指示に基づいて規制すること及びこの日に執り行われる説教用文句の規制、(4)宗教及び学校教授上の出版物の検閲（以上2条）、(5)教授施設の教育目的全般に関わる事項、(6)学則審査、(7)教科書審査（以上7条）である。ここで留意すべきは、2条7項で、監督＝視学官の査察が事実上州宗務局の管轄業務から外されて、県庁へ移されたことである。この条項の持つ意味は極めて大きいと言わなければならない。

上記1-6は内的事項の「*jus circa sacra*」に関する事柄である。「州宗務局業務執行訓令」は州宗務局の権限領域を内的事項に限定することを表明したものであった。だがここで直ちに疑問が生じてくる。即ちこれらの内的事項の実質的な監督はどのようになされるのかという点である。例えば、(1)の教会会議に対する「制度化」と「監督」について — 福音派教会会議体制（1816年）では地区教会会議の責任者は監督＝視学官である — 、州宗務局はこの機関に監督の権限を有するのであろうか。

〔3〕 「プロイセン王国県庁業務執行訓令」は、県庁と各省庁との関係について1815

年に修正を加えていない（1、6条）。まず県庁の職務義務（目的）は、前段で、「朕がランデスヘルの利益、国家の福祉、朕の忠良なる臣民の公益」を「図る義務を有」し、「国家とその市民に危害を加える全ての事柄を防止しかつ排除することのみならず、国家とその市民の公益もまた可能な限り促進及び向上させることに誠意を尽くさなければならぬ」となっている。これを見る限り、既出1808年布令（「州・警察・財政官庁制度改革令」）3条で表明された国家＝「教育警察」の論理が再度表明されていると直ちに理解され得る — ただし、後段は「法の限界内で」及び「法の制約内で」「何人にも市民的権利と自由」の行使を「制約してはならない」ことを明記しており、国家の福祉を徹底した行政措置によって実現すること、その範囲内で市民的権利と自由を許容するという「教育警察」国家の官僚主義論理がここで見いだせる —。

さて、県庁第1部局には教会・学校委員会が設置されるが、これは1815年と同様に、それ自体独立した機関ではなく、業務上県庁第1部局を「統合した区分」を表示し、第18条で記された業務は「*jus sacrorum*」に関わる外的事項で、主要なものは次の通りである。(1)国王の保護権下にある全聖職者及び教師の任用、私的保護権及び自治体によって選出された試補者の承認、(2)聖職者及び教師の職務態度・行状の監督、(3)外的な教会規律と秩序の維持、(4)全教会・公立私立学校・教育施設の監督、(5)全初等学校制度の監督と管理、(6)学区・学校組合の策定と区画、(7)教区の統合・分割。

こうしてみると、「*juris circa sacra*」と「*jus sacrorum*」が明確に分離され、その管轄機関もそれぞれ州宗務局と教会・学校委員会に指定されたように理解される。だが、未だ、上段であげた州宗務局の実質的な監督の所在は不明である。

〔4〕「プロイセン王国県庁業務執行訓令」46条がこの疑問に対する回答となっている。即ち教会・学校委員会を構成する行政官である宗務・学事官（*Geistlicher und Schul=Rath*）が県庁と州宗務局両機関の事実上の執行機関となっていたのである。これが問題を解く鍵であった。宗務・学事官は「県庁の構成員である限り」教会・学校委員会の外的事項の監督を執行する。一方、宗務・学事官は同時に州宗務局の「機関」でもあり、州宗務局で議決権を有するのである。この規定は「州宗務局業務執行訓令」でも確認される。

「プロイセン王国県庁業務執行訓令」11条は州宗務局の管轄事項を「当該県庁を通じて実施させなければならぬ」とし、さらに13条は上掲「プロイセン王国県庁業務執行訓令」第46条とほぼ同一の条文となっている。結局州宗務局の事実上の監督機関

は教会・学校委員会と同一の宗務・学事官となる。じつは「プロイセン王国県庁業務執行訓令」46条の前段は、この前提に立って改めて宗務・学事官の業務を明示したものであったのである。即ち、宗務・学事官は、(1)「公学校の教授・宗教教授と公的な礼拝が、その内的及び外的事項に即して、規則に従って適切に実施されるように格段の配慮をする義務を負」い、(2)「任意に宗教性と道徳性、宗派間の寛容精神と協調性、市民的精神と公的問題に対する関心、国王・祖国及び体制に対する忠誠と愛、法に対する尊敬を促進するために、公学校の教授・宗教教授と公礼拝がどのように改善されるか建議することができる。」

宗務・学事官は(1)(2)より、「*juris circa sacra*」と「*jus sacrorum*」に関する事項を同時に監督する機関となっているのである。だが宗務・学務官は、本来、県庁の行政官である。「プロイセン王国県庁業務執行訓令」46条は州宗務局の監督を実質的に宗務・学事官、即ち県庁の官僚機構に委ねる意思を表明したものである。その結果、州宗務局の権限は著しく制限され、そのことがまさしく教会・公教育監督一元化＝「国家機関」化を促進することになったとみる解釈⁶には説得力がある。

註

- 1 *Verordnung wegen Einführung des Staatsraths*, in: G=S.1816-17.S.67-32.
- 2 *Instruktion für die Oberpräsidenten*, in: G=S.1816-17.S.230-236. 本訓令は州総監の「業務執行」を条文化したものであり、敢えてこの文言を挿入している。
- 3 *Dienst = Instruktion für die Provinzialkonsistorien*, in: G=S.1816-17.S.237-245.
- 4 *Instruktion zur Geschäftsführung der Regierungen in den Königlich=Preußischen Staaten*, in: G=S.1816-17.S.248-282.
- 5 *Allerhöchste Kabinettsorder vom 1817, wegen der Geschäftsführung bei den Oberbehörden in Berlin*, in: G=S.1816-17.S.289-292.
- 6 Foerster, *op. cit.*, 1.Bd., S.278. 更に、Hans-Ulrich Wehler, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte*, 2.Bd. München, 1987, S.462. も参照。

第4章 1825-48年の宗教・教育行政機構

〔1〕 以上のように1808-1815年に改革派官僚、殊にその中心人物ニコロヴィウス（在職1808-1839年）は高等宗務局を解体し、新設の内務省宗務・公教育局で教会・公教育の「国家機関」化を図ったが、この政策は「覚醒運動」（Erweckungsbewegung）に支えられて1820年代に新たな展開をみせた。それ故に「覚醒運動」について若干言及しておく必要がある。

福音派教会における「覚醒運動」は、同時代にイギリス、スコットランド及び北アメリカで興った信仰復興運動であるが、旧敬虔主義と直接結びつき、さらにロマン主義的ないし時代情況（とくに「解放」戦勝ムード）によって正当化された。「覚醒運動」は主として敬虔主義小サークルの中で発展し、1820年代には全プロテスタント地帯に広がったとみられている。殊に1827年6月にベルリンで刊行された「福音派教会新聞」が「覚醒運動」に「一つの潮流」を作りだした。その「潮流」がここで健筆をふるった「戦闘的ジャーナリスト」E.W.ヘングステンベルク率いる「ヘングステンベルク派（Fraktion Hengstenberg）」であった。

「ヘングステンベルク派」の主張は「人間は、その存在の初めから社会秩序と服従の下に、人間自然それ自体として組み込まれている」という正統ルター派の社会組織論を教義の核心に置き、政治的保守主義を鮮明にした。この社会理論と監督教会体制との近親性が看取されるが、実際にベルリンで「ヘングステンベルク派」が「高教会派的反動的党派」と別称されていた。またその主要メンバーを見ても、東エルベ（特にポンメルン）の貴族（例えばv.タッデン-リークラフ、v.ピルザッハ）で占められている。

「覚醒運動」は1817年の福音派「合同」に与し、1830年代以降教会内で正統ルター派を拡大していったが、これは同時に、教会の「国家機関」化を受容する地方運動となったものと予測される。ただしこの具体的な運動について研究史は此まで十分な蓄積を欠いていたが、最近になって注目すべき成果が発表されており¹ 今後が期待される。

〔2〕 ここでポンメルン州フォアポンメルン県都シュテティンにおける福音派「合同」導入についてみておきたい。シュテティンの福音派教会では既に1814年9月に内務省令によって「合同」^{アグンデ} 礼拝式序導入を要請されていたが、それが各教区で実施されたのは1817年10月30/31日に福音両派共通の式序に則った聖餐式であった。しかしこれも継続されなか

った。ビショフのリングeltaubeがこの継続に消極的であったからである。そこでこの状況を打開するために^{コンジストリアルラート}宗務官エンゲルケン（後に総監督）が起用された。彼は全聖職者に1818年2月3日付けで聖餐式の「^{ウニオンズ}合同式序」導入を命じ、その形式を具体的に指示している。その要旨を次に紹介しておこう。

まず使用される新約聖書の章句はマタイによる福音書16章26、マルコによる福音書14章22、ルカによる福音書12章19、14章30、コリント人への第1書簡10章16である。次いで聖餐式における「本来の式序」が「正確に記述」される。即ち、「白パンの外皮は聖餐式の初めに聖職者の家で剥がされていること。それからパンは4～5インチの厚さにして、横に切りこみを入れて切られていること。聖餐式の時に説教師はこの切り込みを裂いて差し出す。」このとき説教師は、「我らの主キリストは語られた、受け取り食せ、それは私の愛であり、汝のために裂れる、これを為し私を記憶にとどめよ（コリント人への第1書簡11章24）」と語る。次いで聖杯の差し出しが行われる。この時も説教師は「我らの主キリストは語られた、受け取り飲み干せ、この聖杯は私の血による新たな契約である、これを為し私を記憶にとどめよ（コリント人への第1書簡11章25）」と告げる。その後「聖餐式を拝受する者は聖杯を自分の手で口へ運ぶ。その聖杯を説教師が、それを元に戻すために、同時に両者の手で持つことは非難されてはならない。」

エンゲルケンは、この指示の意図するものは「そもそもこれまでルター派教会の元々の式序を導入することである」こと、しかし「改革派教会のルター派への改宗を企図したものではない」と強調している。だが、続けて彼はこの「崇高な計画を実現するために」司牧は「^{シュールハルター}学校教師に教理問答書の5主要部について教授する時に、この式序について青少年に教え込まなければならない事柄を全て教示しておくこと」と指示している²。引用文中の教理問答書がルター派の大小教理問答書を意味していることは「教理問答書の5主要部」の記述から明らかである。また「合同」が改革派の宗教儀式をルター派のそれに準拠していたことはここでも確認され得る。それ故にこの「合同」礼拝式序導入に対して改革派が否定的な対応をとるであろうことは直ちに予想されることであったが、これに加えて市参事会もそのパトロナート権下にある教区にそれを導入することに強く抵抗することになるのである。

〔3〕さて、1820年代の教会・公教育の「国家機関」化政策の第一歩は、既述したように、軍隊における統一礼拝式序規程の制定にあった。1821年12月24日「プロイセン王国軍隊礼拝式序」（Kirchenagende für die Königlich Preußische Armee）は旧ルター派の礼

拝式をプロテスタント派統一の礼拝式とする意思を確認した。定式化された項目は、(1)祭壇の配備、(2)合唱隊の配備、(3)日曜・祭日における礼拝式、聖餐式、洗礼、結婚の典礼、(4)三信仰告白（使徒信条、ニカイヤ信条、アタナシオス信条）、(5)福音派教理問答集、ルターの大小教理問答集、(6)ローマ人への手紙13章1-2、ペテロの第1書簡2章13-14の使用であった²。この礼拝式は、国王と国家制度に神聖なる権威を付与・正統化し、この権威に対する絶対服従を説くものである。問題は、この礼拝式の形式統制が軍隊内に留まる性格のもではなかった、ということであった。

1822年1月9日の「勅令」で上記1821年「軍隊礼拝式序」導入が改革派ドーム教会に命令される。フリードリヒ・ヴィルヘルム三世はこの命令執行に一切の妥協を排除した。それは国王の高権に関ることであったからである。かくして1月19日に国王はこの命令が福音派教会礼拝式の形式を決定する権限の行使であることを大臣アルテンシュタインに知らしめる。しかし改革派ドーム教会はこの命令受諾を拒否したのであった。国王は、2月4日に再度アルテンシュタインと軍務大臣ハーケンに勅命を發し、1821年改正礼拝式序の導入実施を急がせ³、続く2月19日には全州宗務局宛「勅命」で全聖職者にこの礼拝式序の配布を命じたのである。だが、興味深いことに、この「勅令」はなかなか受容されなかった。ところで、2月19日の「勅令」後に大臣アルテンシュタインが各州宗務局に改正礼拝式序導入の賛否を求めているが、その結果は次の如くであった。拒否回答州宗務局名はミュンスター、コブレンツ、ケルン、ブランデンブルク、シュレージエン、西プロイセン、同意回答州宗務局名は東プロイセン、ポーゼン、ザクセンであった（さらに聖職者の対応も上げておくと、389名中同意者は60パーセント）⁵。

〔4〕この調査結果によって国王は、1822年4月27日、「ベルリンホーフ教会及びドーム教会礼拝式序」を作成させた。これは、1817年4月20日の「ベルリンホーフ教会及びドーム教会礼拝式序」に準拠して、1821年礼拝式序を改正したものである。改正点は「父と子の御国は祝福された」を「父と子と聖霊の御名において」に変更する等々であったが、しかし実質的変更はなかった⁶。結局、改正の真意は、「一致した聖餐式典による礼拝の合同にあった」⁷とみられる。そこで次に1817年の礼拝式序の概略を、資料として、再録しておきたい。

「ベルリンホーフ教会及びドーム教会礼拝式序」⁸

1 会衆の歌

- 2 祭壇前で説教師が祈りを捧げる「主は汝らとともにおわす」
合唱による応答「聖霊とともにおわす」
- 3 説教前の祈祷
- 4 説教
- 5 代願祈祷
「我らは貴方にお願ひします、貴方がその聖霊によって貴方の全教師とキリスト教会を支配され、教会が貴方の御言葉の純粹な教えのもとで維持され、眞の信仰が我らの内に覚醒されそして強化され、全人類への愛が我らの内に高まるように」「ああ主よ、我らの願ひをお聞き届けて下さいますよう！」
- 6 斉唱で末尾の訴えが反復される
- 7 罪の告白
- 8 福音書ないし使徒書簡の講解
- 9 ハレルヤの斉唱で応答
- 10 代願祈祷「我をしてさらに祈らせたまえ、全能者、唯一神を」
- 11 王家の繁栄の代願祈祷
- 12 合唱で応答「ああ主よ、我らの願ひを聞き届けて下さいますよう！」
- 13 軍隊と国王と祖国の全奉仕者に対する忠誠の代願祈祷
- 14 アーメンの斉唱
- 15 使徒信仰告白
斉唱「栄誉が父に報われますように」「主よ、我らが信頼と純眞な心で貴方に呼びかけそして語る事が出来るようにお認め下さい」
- 16 アーメン斉唱
使徒祝詞
斉唱「ハイリッヒ、ハイリッヒ、ハイリッヒでおわすは主なり、地上は全て主の栄光で充ちています」
- 17 礼拝式終了
- 18 賛美歌斉唱
説教
モーゼの十戒

〔5〕この礼拝式序は短文斉唱によって展開されている。これは意図されたことで、と

くに監督ザック宛の勅命で国王は、この短文斉唱法によって会衆の心情的一体感の内に絶対的権威に対する帰依を生みだすことを期待する、と真意を語っている⁹。この政策意図は、もちろん直接にはプロテスタント各派礼拝式をこの礼拝式序に統合することにあつたが、さらに全福音派教区における「民衆陶冶」をも考慮に入れたものであつた。1822年9月12日の「教会合同事項について全宗務局及び長老会に対する訓令」はその強い、一切の妥協を排した意思の表明であつた。続く9月25日に、宗務・公教育・医務省は全県庁に対して全教区における礼拝時間とその出席者の実態把握を命じ、さらに10月に大臣アルテンシュタインはとくに消極的なケーニヒスベルク宗務局に対して「民衆陶冶」の実践を指示したのである¹⁰。

だが、改正礼拝式序の強制=合同について、なかでも足下のベルリンの市参事会と改革派聖職者の反対は強固であつた。1826年10月27日の時点でみると、ケーニヒスベル、グンビネン、ダンチヒ、マリーンヴェルダー、ポツダム、フランクフルト、ケスリン、ブレスラウ、リーグニッツ、オペルン、ポーゼン、ブロンベルク、マグデブルク、メルゼベルク、エアフルトの州宗務局及び県庁も反対を表明するに至り、国王は窮地に陥つたのである。ここでベルリン市の対応を追ってみたい。

ベルリン市参事会は既に1822年7月25日に礼拝式序導入の権限は市参事会にあるとして、改正礼拝式序の強制導入を拒否していた¹¹。ベルリンでは宮殿周辺を中心にして北にドーム教会、南にフリードリヒ・ヴェルダー教会、北北東（現旧東ベルリンテレビ塔近く）にマリエン教会、その南にニコライ教会が在つた。1824年早々にこれら4教会は改正礼拝式序の導入を了承したが、ベルリン市参事会は礼拝式序導入には教区及びパトロン（市参事会）の同意を必要とすることを楯に反対した。参事会がこの根拠として上げた法令はALR 2部11章46-47条と1822年7月25日の州宗務局命令であつた（両規定の内容はともに上記の参事会の主張と同一）。

これに対してニコライ及びマリエン両教会理事会は、礼拝式序導入は教区の了解・同意によるのではなく国王の命令によるものと反論した。ところが理事会メンバーの内2名の俗人はこの決定に承服せずに、市参事会に対して、教区は礼拝式序導入に反対であることを両教会聖職者に示達すべきであると訴えた。市参事会は1824年4月2日に国王に上記の見解を表明し、礼拝式序導入に教区の同意が得られるまで延期されるよう請願した。しかし、4月6日、国王は勅命でこれを却下し、改正礼拝式序導入は国王の決定に完全に適うことを伝える。これに承服出来ない市参事会は、再度、4月13日、国王に

対して、「教区が礼拝式序導入に賛同しなければ、これによって育成されるべき宗教心は弱くかつ抑えられてしまうこととなります、そこでいま一度礼拝式序導入の前に教区に同意を求めることを許していただきたい」と、執拗にその主張を表明した¹²。

〔6〕国王とベルリン市参事会との対立の第二幕では、当然のことながら、主務官庁である宗務・公教育大臣が市参事会の交渉相手となった。教会及び信仰と国家との法制上の関係に係わるALR 2部11章46、47条の解釈が見事に両者の相違を浮かび上がらせた。大臣アルテンシュタインは、1824年6月19日、予想されたように、市参事会の同46、47条解釈は誤りであると反論している。即ち46条は礼拝式序導入について教会結社（Kirchengesellschaft）の権限に委ねているが、しかしこの権限は47条で国王の審査と承認を受けることが条件になっているのであって、教会結社に一方的に与えられているのではない¹³。

ここで我々も改めて46、47条及び関連条文をみておこう。まず条文を訳出しておきたい。46条「教会結社は教区（Kirchengemeinde）ないし完全な宗派（Religionspartei）を意味する。礼拝の外的形式と祝典のために各教会結社は適切な式^{オルドナング}序を導入することができる。」47条「その式序は、しかしながら、国家に審査のために、13条^{*}に基づいて、提示されなければならぬ。」（^{*}13条「あらゆる教会結社は、その成員に神に対する畏敬、法に対する服従、国家に対する忠誠及びその成員に対する道徳的な善意を育成する義務を負う。」）¹⁴ 大臣アルテンシュタインの解釈は47条の「国家に審査」権限があるを軸に構成されている。だがこの46、47条のみではその解釈の合理性は期待されない。問題はこの権限が何に由来するかにあった。この点は他の条文で示されている。

17条「国家によって明確に承認された教会結社は特許団体（privilegierte Corporation）の権限を有する。」に基づいて、教区もこの団体のカテゴリーに含まれている（1834年9月高等法院判決¹⁵）。そこで、次に、団体規定を検索してみよう。ALR 2部6章44条「団体はその権限を国家の監督の下でのみ及び国家によって定められた法に基づいて行使することができる。」が相当し、教区も本規定に拘束され、同2部11章32条により「各教会結社の私的かつ公的宗教行為は国家の上級監督の下に置かれる」ことになる¹⁶。

1824年6月19日の宗務・公教育・医務省の見解は以上の条文からすると確かに合理性を得ている。7月9日、間髪を入れずに、大臣アルテンシュタインに対する「勅命」の形式で、福音派聖職者補充に当って改正礼拝式序の承認が条件とされた¹⁷。

〔7〕これに対する市参事会の反論の論拠は、ALR第2部第11章46、47条は信仰に対す

る強制法ではない、ましてこれを立法によって規制する権限を国王に認めていない、改正礼拝式序は福音派教会の内心形成＝信仰の自由に対する侵害である、という点にあった。参事会はこれを1824年7月13日に大臣アルテンシュタインに私信で表明した¹⁸。彼はさすがにこの内容には立腹したようで、これを「許せない」と不快を顕にした。だが彼自身この問題について条文上の合理的解釈に徹し、それで良しとしたのではなかった。実は、興味深いことに、彼は改正礼拝式序の形式的統一＝規範化を教会式典の近代化にとって「進歩」であるが、しかし内心形成から見れば「不快」なことだとみていたのである¹⁹。大臣アルテンシュタインの苦悩は、制度の近代化と内心形成の近代化とに宿命的に内在するプロイセンの葛藤をストレートに表出したものではなからうか。だが大臣は主務官庁の責任者の立場を推進せざるをえなかった。

ここで1825年7月4日当時のベルリン市20教会聖職者46名の改正礼拝式序に対する態度をみておくと、30名が承認、4名が承認確約、拒否12名であった。拒否12名の中にシュライエルマッハー（三身一体教会）も含まれていた。この12名が最もラディカルな論難者であった。彼等の主張は1825年10月7日にベルリン宗務局に提出した上申書に表明されており、その主旨は次の3点に要約される。(1)礼拝式序の必要性は認めるが、式序の運用は教会及び教会会議の議によって決定されるべきである。(2)礼拝式序に基づく礼拝は「外観のみの操作」に陥る。(3)教区の賛同をえない礼拝式序の変更には反対である²⁰。この3点も上述した大臣アルテンシュタインと同じ苦悩を表出したかのような印象を受ける。即ち、改正礼拝式序の形式的統一＝規範化を——この式序が形式に墮してしまふ懸念を指摘しつつも——教会式典の近代化にとって「必要」とであると認められている。だがその一方で、(3)自体も近代社会における内心形成の基本原則として堅持せざるをえなかったのである。

上申書はさらに宗務・公教育・医務省に送付され、10月29日にこれを大臣アルテンシュタインは国王に上奏した。ここで大臣はさらに福音派牧師職補充にあたって改正礼拝式序の承認を立法化するよう献言した²¹。事態は新たな局面に入った。国王及び大臣の思考は宗務事項に対する国家規制の法制的強化へ収束していった。1825年12月31日にその結論が出されたのである。

〔8〕1825年12月31日付の「州知事宛訓令」²²と「州行政官庁機構改正勅令」²³（以下「改正勅令」）がこれであった。「訓令」は既出（第4章〔1〕）1817年10月23日「州知事業務執行訓令」を「廃棄」としているが（前文）、むしろ州知事の地位に関

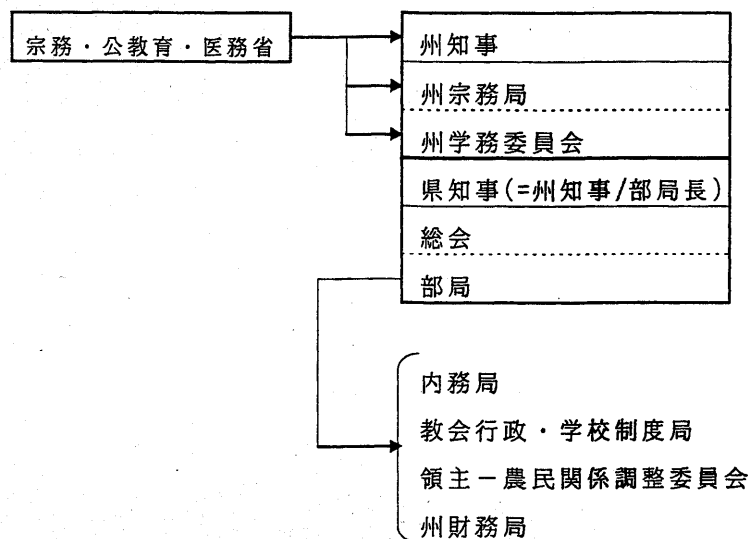
する1808年以降の諸規定を明確にしている。この点の理解については、「訓令」の条文から看取される限り、専門研究の評価²⁴と合致する。だが「訓令」の細則に当る「改正勅令」では州官庁の従来の機構が編成替えされており、この改革のトップにあげられた官庁がまさしく州宗務局であった。

州宗務局は宗務局と州学務委員会 (Provinzialschulkollegium) の2部^{アプテイルング}局に分割され(「改正勅令」A-1)、県庁も4部局制となり宗務・教務事項は新設「教会行政・学校制度局」(Abteilung für die Kirchenverwaltung und das Schulwesen)の所管となった(「改正勅令」DII-2)。この機構改正で注目されるべきは次の5点である。(1)宗務局の権限に、既出1817年10月23日「州宗務局業務執行訓令」2条2項(福音派聖職者志願者の試験)に加えて、その叙任が加えられた(「改正勅令」B-2)。(2)州外聖職者の任用官庁を宗務局から県庁、その認可を宗務局から宗務・公教育・医務省へそれぞれ移管する(「改正勅令」B-3)(1817年「訓令」2条4項の廃棄)。(3)監督(Superintendent)の任用機関を県庁とし、県庁はこの任用を宗務局に報告し、これを宗務局が宗務・公教育・医務省に報告する(「改正勅令」B-4)(1817年「訓令」2条5項の修正)。(4)教区の再編ないし地区の教区化は県庁によって宗務局の承認をえてのみ命令される(「改正勅令」B-6) — 本条文は既出1817年「県庁業務執行訓令」18条(県庁の業務)K項「教区の合併及び分割。ただし共同体及び教区の同意をえるものとする。斯かる条件のもとで、地区を教区に編成すること。」の改正 —。(5)教師「任命(Anstellung)」官庁は州学務委員会となる(「任用(Besetzung)」官庁は県庁) — 一般教師任命(昇進・転任を含む)は宗務・公教育・医務省の「指示(Anweisung)に従う」、ゲレルテンシュレー校長とゼミナル所長の任命は宗務・公教育・医務省の承認をえなければならない — (「改正勅令」B-8)。この条項のうち、一般教師任命に当って宗務・公教育・医務省の「指示に従う」は1817年「州知事業務執行訓令」7条10項の修正である。

〔9〕1825年の州機構改革は、少なくとも宗務・学務事項に関する限り、第1に、聖職者叙任及び教師任命について州宗務局と州学務委員会の権限を強化し、とくに後者の教師任命について宗務・公教育・医務省を指導機関としており、第2に、教区の再編ないし地区の教区化について、当該共同体の同意を得る条件を廃し、州宗務局の承認のみで県庁命令で執行可能とし、聖職者、教師さらに教区に対する監督体制を整備・強化している。これは上述の改正礼拝式序導入をめぐる論争から予想された帰結であった。なお県庁「教会行政・学校制度局」は1817年の県庁第1部局内の教会・学校関係事項を専管

する部局として内務局、領主－農民関係調整委員会及び州財務局とともに分割・新設されている（「改正勅令」Ⅱ-2）。そして各部局には上級オーバーレギールングスラート県参事官資格のディリгент部局長が配置されていた（「改正勅令」Ⅲ）。

図6 宗務・教育行政機構図（1825年）



ここで図6について若干コメントしておきたい。州知事は県庁の上級監督であり（「州知事宛訓令」1条）、県庁は州知事の機関である（同2条）。また州知事はその所在地県庁の県知事も兼ねる——ただし他県知事には部局長から1名を当てる——（「改正勅令」D.IV）。総プレナールフェアザムレンク会は知事、部局長、県参議官、県庁専門委員（聖職者、学事官、医務官、建設官、森林専門官）、専門行政官（Assessore）から構成され、県参議官以上は議決権を有し、専門委員は各担当事項のみ、専門行政官はその作成した事項について議決権をもつ（「改正勅令」D.V）。

〔10〕1825年12月31日付の「州知事宛訓令」及び「州行政官庁機構改正勅令」は1826年1月16日に布告され、これにより〔宗務・公教育・医務省〕→〔州宗務局+州学務委員会〕→〔聖職者+教師〕+〔教区-学区〕の監督体制がほぼ法制化された。この法制化は、コゼレックの見解によれば、県次元における宗務・公教育機構の「官僚化への一歩」ということになるが²⁵、しかしいわゆる仮想的現実ではなく、改正礼拝式序に象徴されるように国定の宗教行為を制度的・具体的に実行する「一歩」でもあったのであろうか。現実には、まさしく、そのように展開した。

国王は、この改革立法が制定された翌日の1826年1月1日に、いよいよ教会・公教育の国家機関化を実体化するビショップ体制の実現に着手したのである。その第一歩が、シュテティンの総監督エンゲルケンとマグデブルクの総監督ヴェスターマイヤーの福音派ビショップ任命であった²⁶。

ところが、3月1日、国王は斯かる構想を足下から揺るがす、或いは無視するかのような一通の文書を手にするようになった。それはあの1825年10月のベルリン市聖職者12名の上申書であった。シュライエルマッハーが直接国王に上訴したのである²⁷。大臣アルテンシュタインは12名の聖職者の処罰を考慮せざるをえなくなった。さらにこれに追撃ちをかけるかのように、6月14日、ベルリン市改革派監督モーラトは1825年7月9日の「勅命」をこの時点で俎上にあげ、これを改革派に対する良心抑圧であると非難したのである。その論拠は、(1)改正礼拝式序はルター派の式序に準拠するもので改革派教会の礼拝式序と矛盾する、(2)この礼拝式序に従うならば改革派教会は滅び、ルター派へ改宗しなければならなくなる、という点にあった²⁸。

10月27日、国王はその構想をさらにその根底から覆すような事態に直面した。既述したように、ケーニヒスベルク、グンビネン、ダンチヒ、マリーネヴェダー、ベルリン、ポツダム、フランクフルト、ケスリン、ブレスラウ、リーグニッツ、オペルン、ポーゼン、ブロンベルク、マグデブルク、メルゼベルク、エアフルトの州宗務局及び県庁が改正礼拝式序導入強制を拒否したのである²⁹。この事態はそもそもルター・改革両派合同が地方レベルで進捗していないことを立証するものともなった。

〔11〕ここで再びポンメルン州に目を転じてみよう。1822年3月3日、国王は勅令をもって州長官ザックに、州のキリスト教化7百記念祭に州全体で合同礼拝式序に基づく式典を挙行するように命じた。しかしその実態については、3月14日の宮廷牧師リヒターがシュテティン市の教^{グマインデ}区で反対に遭っていることを次のように報告している。「私の見方によるとここでは完全な合同礼拝式序の導入は不可能である」「このためには教^{グマインデン}区の同意が必要であるようだ。³⁰」前述したベルリン市聖職者の反対論拠——教区の賛同を得ない礼拝式序の変更は認められない——がここでもリヒターによって指摘されている。

1824年4月14日と26日、州長官ザックは状況を打開するためにまずシュテティン市の聖職者が一同に会して礼拝式序の受容を宣言するように画策した。しかしここでフランス系改革派教会が拒否の姿勢を崩さず、結局当市における斯かる導入は延期されることになった³¹。おそらく他都市及び教区でもこれと同じ状況が報告されたと予想される。州

長官は5月21日に州の全監^{ズーバインテンデント} 督と説教師に対して次の「告諭」を発している。「福音派教会の今日の礼拝形式は宗教上の荘厳さを欠いており、宗教的感情や敬虔な気持ちを喚起しない」「静かな感謝の気持ちの内に、感動の内に、我々の慈悲深い国王は、福音派教会の最高ビショップとして礼拝式序ないし外形的礼式を決定する権限を疑う余地もなく有しているが故に、新たな礼拝式序導入の希望を表明されたことは万人が知る場所である。」「国王に対する信頼、愛そして服従は真のポンメルン人全ての生まれながらの徳性である。」「同一の祈り、主の同一の賛美、同一の形式！要するに一つの礼拝式序（である）」³²。

「告諭」には私の興味を惹く内容が率直に表明されている。一つは、合同礼拝式序が「国王に対する信頼、愛そして服従」を表現する政治的儀式とされていること、いま一つは、それにもかかわらずこの政治的儀式化の承認は枢密院から州長官—宗務局次元にとどまり、監督及び説教師=教区次元では—強制措置ではなく—「告諭」という形式で協力を求める手法をとらなければならなかったことである。従って県都における礼拝式序の導入は、直接に教区教会に強制するのではなく、1824年11月27日、聖マリエン教会説教師を兼ねていた宗務官エンゲルケン自身が導入を表明する形で進められ、これに続いて1825年7月に宮廷説教師が同じように8月より宮廷教会に導入を決定するという迂回作戦をとった。これが功を奏してか、ルター派教会ではその導入がほぼ実現されるに至ったのである。

しかし改革派の抵抗は収まっておらず、これに対処するために、1830年6月1日、ビショップリチュルは州の全聖職者に「告諭」を発している。これを読むと改革派が拒否した理由の、しかも重大な、一つが、改革派教区が事実上ルター派の教区に統合されることになるという懸念を抱いていたことにあったようである。リチュルは冒頭にこの懸念を払拭させるために、合同の対象は教区ではなくとくに聖餐式の式序であることを強調している。リチュルはこの点に関連してさらに聖餐式で使用される改革派のゼメルパン（1817年以降パンに変わる）の変更を行わないと断言し、聖餅（ルター派）かゼメルパンを「裂くという形式」に統一することが「重要」だと述べている。そしていま一つ「重要である」こととして、彼は、「ルター派」及び「改革派」という両派の名称が「廃止」され「福音派」の名称がこれに代る、と告げた³³。

問題はこれで落ち着しなかった。後述されるプロイセン州同様に、ルター派の教理に固執するカミン、ヴォリン、グライフェンベルクの宗教会議及びホッラッツ-グロス、ユ

ステイン、ガエデッケ-ヴォリン、オーデブレヒト-アルト、ザロノヴ、マインホルト-コルツォヴ、ナゲル-トリークラットの教区牧師によって合同礼拝式序が拒否される事態が1839年以降に起こった。その主たる理由は改革派との合同^{ウニオンキルヒェ}教会化が進められたことにあったようである。1841年のヴォリンの宗教会議には合同礼拝式序推進派の代表リチュルが参加して説得に当たったが、多数派の勢いは合同自体の解体さえも決定する寸前であった。そして1846/47年には、ガエデッケ-ヴォリン、ホッラッツ-グロス、ナゲル-トリークラット、オーデブレヒト-アルトの教区牧師が合同^{ウニオンキルヒェ}教会=福音派教会から脱会しアルトルター派に移ったのである。一方残ったルター派は合同教会内部でルター派の「権利と固有性を貫く」立場をとった³⁴。

〔12〕教区への合同礼拝式序導入はこのように強い抵抗に遭った。そのために州宗務局は、宗教会議はもちろん地方監督及び説教師教に対して強制的措置ではなく、「告諭」という形で説得する方法をとらざるをえなかったのである。そしてその導入は、州宗務官及び監督を兼ねる聖マリエン教会及び宮廷教会から着手され、改革派の強固な抵抗にもかかわらず、1840年に入ると教区で合同教会が誕生した。ところが今度はルター派の教理と礼拝式序の「固有性」維持を標榜する教会会議と教区が合同教会内部でいわば分派を形成するか、一部はアルトルター派へ改宗し、完全にそこから離脱したのである。この事態に直面しても州宗務局は教会会議と教区に対してこれを阻止する強制措置を講ずることができなかつたのである。

国王は窮地に陥った。国王は地方における斯かる状況の展開について後に（1827年4月21日）「非常に不快であった」と伝えられているが、これはかなり深刻な心情を吐露したものであった。というのは、ルター派の牙城である旧東プロイセン州で改正礼拝式序が非ルター派的であると批判されたからである。その結果、1827年1月19日、国王は妥協を余儀無くされ、洗礼・聖餐式・結婚式について両派の式序の並存を容認したのである³⁵。

だが国王はこの妥協策を講じる一方で、ルター派對策を「独自」に練っていた。国王はまず改正礼拝式序とルター派礼拝式序を対照し、改正礼拝式序がルター派式序と「完全に一致している」という結論を得て、ルター派に翻意を促した。そして同時に、2月6日、全福音派ラント教会の85パーセントが改正礼拝式序を承認する報告を得て、大臣アルテンシュタインに改正礼拝式序の「最終的な全国導入準備」を命じたのである。2月6日、大臣は全州の実施状況報告（表1）を回収した。

表1 東部諸州における改正礼拝式序導入状況

州	聖職者総数 (a)	1827年		1830年	
		反対者(b)	b/a	反対者(c)	c/a
プロイセン	406人	70人	17.2%	11人	2.7%
西プロイセン	115	91	79.1	5	4.3
ポーゼン	122	11	9.0	0	0.0
シュレージエン	745	493	66.1	6	0.8
ブランデンブルク	1159	178	15.3	0	0.0
ザクセン	1629	126	7.7	2	0.1
合計	4176	969	23.2	24	5.7

Erich Foerster, op.cit., 2. Bd., S.179. より作成

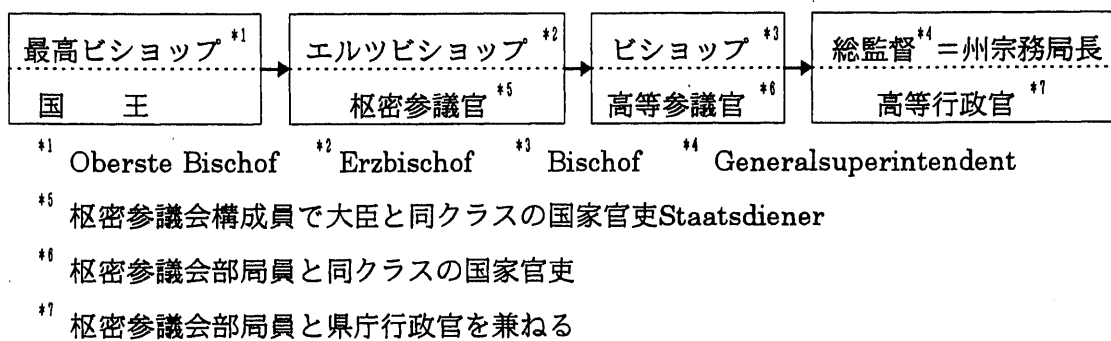
その結果は、西プロイセンとシュレージエンを除いて反対は10%台に減少していた。大臣はいよいよ承認を余儀なくされた³⁶。なお、1830年時点になると、見られるように、1822年の改定礼拝式規程の全国導入は東部諸州でほぼ実施される状況に達していた（ただし西部諸州の実施率は約17パーセント）。

〔13〕1827年の妥協は国王にさらに強力な国家監督教会体制の制度化を急がせた。この構想は既に1823年1月22日に司法大臣シュックマン、宗務・公教育・医務大臣アルテンシュタイン宛「勅命」で表明されている。このなかで両大臣は国王の国家監督教会体制（Episkopalverfassung）構想について意見を求められた。両大臣は、国王の期待に反して、否定的な回答を上奏したのである³⁷。しかし、これを無視するかのように、1828年2月7日、国王自身が作成したとみられている「勅命」が発せられた。「教会体制の統一を促進するために王国」に「総監督の導入」が決定されたのである。総監督の業務はもちろん改正礼拝式序の遵守状況の監督とこの導入を妨げている「偏見」を除去することにあつた。

ここでも大臣アルテンシュタインは監督教会体制に慎重な立場を7月24日に表明したが、国王はこれを峻拒し、8月29日、「勅令」を発し大臣アルテンシュタインに2月7日「勅令」の遵守を命じ、さらに各県庁に総監督を配置してこれを州宗務局長とし、州知事の下に置くことを決定した³⁸。だが国王のこうした強権発動にもかかわらず、監督教会体制の設置は1832年12月3日まで先送りされた。その機構図が図7である³⁹。

国王は、1834年3月29日、大臣アルテンシュタインに命令を発し、改正礼拝式序を「全教会と教区にとって義務的規則」として承認するように厳命した⁴⁰。この命令は一切の妥協を排し、同時に強権の発動を辞さないものとなった。これは12月4日に導入を拒否するシュレージエンのルター派分離主義の拠点ヘーニンゲルン地区教区に対する弾圧となって現れた（多数がアメリカ合衆国へ亡命）。分離主義（指導者J.G.シャイベル）は500地区14教区に拡がり、その教義は、教団の完全な自律性を漂榜し、国王の〈jus liturgicum〉（礼拝式規定権）を拒絶するラディカルなものであった⁴¹。

図7 監督教会体制



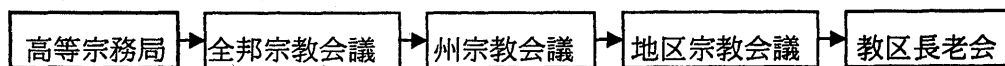
〔14〕国王の監督教会体制はいよいよ教区次元の直接監督の段階に入った。そのために規制の直接対象とされたのが教区聖職者及び学区教師であった。この方針には、実は前史があつて、既に1819年の時点で県庁第1部局において聖職者・教師勤務評定の実施が検討されていたのであつた。この評定制度を、コゼレックは、聖職者・教師を「厳格な行政的従属下に置く」ものであると指摘しているが⁴²、首肯しうるものである。ところで、この評定状況については教会・学校査察文書をみななければならないが、上級官庁の思惑からするとその現状は進捗していなかつたようである。というのは、1822年4月12日に内務大臣シュックマンと宗務・公教育・医務大臣アルテンシュタインに対して、「勅命」で、この実施強化が命じられ、その後さらに1837年10月12日の「閣議決定」で、再度、聖職者・教師の職務遂行態度が国家下級官吏と同等の規制の対象とされているからである⁴³ — 「閣議決定」は、退役曹長以下の下士官を官庁と国費を受給する施設（教会・学校を含む）の下級官吏に任用することを決定し、下士官の秩序厳守・几帳面な業務態度・服従心をプロイセン官僚の心性とすることを公的に宣言した文書であつた⁴⁴ —。

以上の一連の監督教会体制化はどの程度実効を取っていたのだろうか。先行研究では、

フリードリヒ・ヴィルヘルム四世が即位した1840年6月7日の時点で、「完結した一つの福音派教会」体制が実現し、国王＝最高ビショップの権力は教会機構の最下級の聖職者にまで達していたとみられている³⁹。しかし合同礼拝式序導入をめぐる以上の事態の推移と教区－学区次元における聖職者・教師の職務評定実施はこの見方の修正を求めるものである。「完結した一つの福音派教会」体制化はまさしくこの事態を行政機構上の措置によって一挙に解決することを狙ったものといえる。その法制上の完成が1845年6月27日の「福音派教会制度担当州官庁管轄事項規程」（以下「規程」）と1846年の「福音派全国教会会議招集に関するフリードリヒ・ヴィルヘルム四世の勅令」であった。

「規程」は1825年12月31日の「州行政官庁機構改正勅令」を一部改正し、これまで県庁の管轄下にあった教会外的事項を宗務局に移し（1条）、その結果教育事項のみを従来通りとした（4条）⁴⁶。このように1845年「規程」は宗務局を一般行政官庁から分離し、その結果教育行政は宗務行政から独立することになった。1846年「勅令」は、高等宗務局を復活させ、ここに直属する宗教会議体制（図8⁴⁷）——これが聖職者及び教区民の信条監督を狙ったことに留意——を敷設することによって、この分離政策意図をほぼ表明したといえる。

図8 高等宗務局－宗教会議体制機構図（1846年）



さて斯かる分離政策は、宗務行政からみれば監督教会体制に対応する地方行政機構の確立であり、教育行政からみれば独立した地方行政機構の整備ということになるが、同時に国王－内閣－省と地方行政機構の一元的な体制確立を企図したものであった。

註

- 1 *Idee und Institutionen*, in: *Jahrbuch für die Geschichte Mittel- und Ostdeutschlands*, Bd. 20, 1971, S. 97f. Hans-Ulrich Wehler, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte*, Bd. 2, München, 1987, S. 460-465. Irina Modrow, *Zur Politisierung der preußischen Erweckungsbewegung im 19. Jahrhundert*, in: *Jahrbuch für Brandenburgische Landesgeschichte*, Bd. 45, Berlin, 1994, S. 147f.
- 2 D. H. Heyden, *Aktenstücke zur Geschichte der Kämpfe um Union und Agende in Pommern*, in: *Zeitschrift für Kirchengeschichte*, LXX. Bd, 1959, S. 240f.
- 3 Erich Foerster, *Die Entstehung der Preußischen Landeskirche unter der Regierung König Friedrich Wilhelms des Dritten*, Tübingen, 1907, S. 56.
- 4 E. Foerster, *op. cit.*, Bd. 2, S. 60f.
- 5 E. Foerster, *op. cit.*, Bd. 2, S. 93.
- 6 E. Foerster, *op. cit.*, Bd. 2, S. 62.
- 7 E. Foerster, *op. cit.*, Bd. 2, S. 47.
- 8 E. Foerster, *op. cit.*, Bd. 1, S. 240ff.
- 9 E. Foerster, *op. cit.*, Bd. 1, S. 240.
- 10 I. Modrow, *op. cit.*, S. 154f.
- 11 E. Foerster, *op. cit.*, Bd. 2, S. 102.
- 12 E. Foerster, *op. cit.*, Bd. 2, S. 104-107.
- 13 E. Foerster, *op. cit.*, Bd. 2, S. 107-109.
- 14 ALR第2部の条文は以下の資料による。 *Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten. Unter Andeutung der obsoleten oder aufgehobenen Vorschriften und Einschaltung der jüngeren noch geltenden Bestimmungen*. Hrsg. von Dr. C. F. Koch, Berlin, 1857. (以下 *ALR.*) 46, 47条は *ALR.* S. 227, 13条は *ALR.* S. 222.
- 15 17条は *ALR.* S. 222. 判決の内容は、「一定の教会に編入された地区の全体のみ人格ないし教区として訴訟の対象とされうる」である (*ALR.* S. 300.)。
- 16 第6章44条は *ALR.* S. 526. 11章32条は *ALR.* S. 223.
- 17 E. Foerster, *op. cit.*, 2. Bd., S. 141.
- 18 E. Foerster, *op. cit.*, 1. Bd., S. 24.
- 19 E. Foerster, *op. cit.*, 2. Bd., S. 101.
- 20 E. Foerster, *op. cit.*, 2. Bd., S. 134f.
- 21 E. Foerster, *op. cit.*, 2. Bd., S. 143. 以上の礼拝式序の統一については、Huber, H. R. Huber-W. *Staat und Kirche im 19. und 20. Jahrhundert*, 1. Bd. Berlin, 1990, S. 578f. が「合同」化の文脈で言及しているが、しかし概略にすぎない。また最新の G. Heinrich, F.-Henning, G. A. Jeserich, *Verwaltungsgeschichte Ostdeutschlands 1815-1945*, Stuttgart, 1993, S. 130f. の記述は遥かに少ない。しかし、この礼拝式序は教会の国家支配の実態を教会内部から探る上で看過されてはならないものである。
- 22 *Instruktion für die Ober-Präsidenten*, in: G=S. 1826-30. S. 1-5.
- 23 *Allerhöchste Kabinettsorder vom 31sten Dezember 1825, betreffend eine Anänderung*

- in der bisherigen Organisation der Provinzial-Verwaltungsbehörden*, in: G=S.1826-30.
S.5-12.
- 24 北住炯一前掲書39頁。
 - 25 Reinhart Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution. Allgemeines Land recht, Verwaltung und soziale Bewegung von 1791 bis 1848*. Stuttgart, 1967, S.250.
 - 26 E.Foerster, *op. cit.*, 2.Bd., S.218.
 - 27 E.Foerster, *op. cit.*, 2.Bd., S.137.
 - 28 E.Foerster, *op. cit.*, 2.Bd., S.145f.
 - 29 E.Foerster, *op. cit.*, 2.Bd., S.51.
 - 30 D.H.Heyden, *op. cit.*, S.239-241.
 - 31 D.H.Heyden, *op. cit.*, S.232.
 - 32 D.H.Heyden, *op. cit.*, S.235-237.
 - 33 D.H.Heyden, *op. cit.*, S.237f.
 - 34 D.H.Heyden, *op. cit.*, S.235.
 - 35 E.Foerster, *op. cit.*, 2.Bd., S.151.
 - 36 E.Foerster, *op. cit.*, 2.Bd., S.161.
 - 37 E.Foerster, *op. cit.*, 2.Bd., S.211, 215.
 - 38 E.Foerster, *op. cit.*, 2.Bd., S.222.
 - 39 E.Foerster, *op. cit.*, 2.Bd., S.223. より作成。
 - 40 E.Foerster, *op. cit.*, 2.Bd., S.300.
 - 41 E.Foerster, *op. cit.*, 2.Bd., S.264. I.Modrow, *op. cit.*, S.152f.
 - 42 R.Koselleck, *op. cit.*, S.407.
 - 43 Reinhart Koselleck, *op. cit.*, S.408f.
 - 44 M. Messerschmidt, *Die politische Geschichte der preußisch-deutschen Armee*, in:
Handbuch zur deutschen Militärgeschichte 1648-1939, 2.Bd. Abschnitt IV / 1. Teil ,
1979, S.199.
 - 45 E.Foerster, *op. cit.*, 2.Bd., S.317f.
 - 46 *Verordnung betreffend die Ressortverhältnisse der Provinzialbehörden für das evan-
gelische Kirchenwesen*, in: E.R. und W.Huber (Hrsg.), *op. cit.*, S.611.
 - 47 E.Foerster, *op. cit.*, 2.Bd., S.223. より作成。

第5章 軍宗教・教育行政機

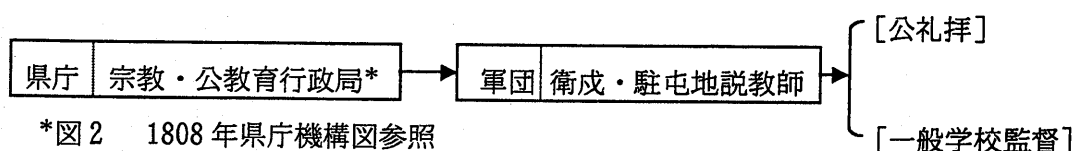
〔1〕軍教会体制史については、M. リヒターとH. ルドルフの研究によって、かなり詳しい情報がえられる。それによると、軍教会体制史が、ラント教会史の文脈で、国家と教会制度との関係史の一断面を構成していることが読み取れる。そこで、本章ではとくにこの関係性に注目し、これを軍宗教・教育行政機構図として整理し、19世紀前半期における宗教・教育行政機構を鳥瞰する資料としたい。

プロイセン軍制は、1806年のイエナ・アウエルシュテットでの敗北で解体の危機に瀕していた。その結果として、必然的と言った方がよりの確であるが、連隊配属説教師（Feldprediger）体制が改革の俎上にのぼった。改革の第一歩は、1809年に、フリードリヒ・ヴィルヘルム三世から発せられた。斯かる国王の決定は、「全ての関係者にとって全く突然」なことであったとみられている。さてその骨子は2点から成る。第1に、平時に連隊ないし駐屯地配属の説教師は維持されるが、しかし軍教会監督（Feldpropst）は廃止される。第2に、連隊配属説教師は一般教会監督（Superintendent）の下に置彼る¹。とくに第2の構想は、軍教会・教育体制と一般教会・教育体制の区別を廃し、一般教会・教育行政機構の下に軍教会・教育行政を包括し一元的な教会・教育監督を制度化すること、及び軍教会・教育体制を一般教会・教育体制へ拡大することを同時に展望したものであった。

同年2月21日にシャルンホルストも内務省に対して、上記の一元的な教会・教育監督の制度化構想を支持する見解を提言している。彼の場合は、上記第1の点とは逆に、軍教会監督の存在意義を認め、軍教会監督の任命こそを内務省宗務・公教育局の管轄事項とすべき、とするものであった。これに対する同省局長ニコロヴィウスの回答は上段の構想をストレートに表明するもので、注目すべき文書である。彼はシャルンホルストの提言を教会・学校行政の「統一」化を主張するものと解釈し、しかも教会事項を国民教育の観点から読み直し、次のように述べていた。「国民の全てに統一した陶冶が与えられるというこの意図が認められかつ実現されるならば、エコール・ミリテーレといった特別な軍学校が宗務・公教育局に、ここでその事項を担当し、かつ国家の全教授・教育施設において共通に支配的な原則が軍学校にも適用されるように注意を払う代表者を有することが必要となる。」²

1809年6月30日の「勅令」は、上記の国王の改革構想を具体化したもので、旧来の軍教会・教育機構の改変を企図したものである。それは、一言でいえば、国民の軍隊的生活世界と市民的生活世界との分離を解消することにあつた。「勅令」はこのための制度改革、即ち、軍宗務局³と平時における軍教会監督の廃止を決定した⁴。さらにこの分離解消は、18世紀の閉鎖的な機械のごとくにシステム化された軍隊にかわって、愛国心にもとづく国民皆兵への途をも展望していた。1811年3月28日「プロイセン王国軍教会規程」⁵(以下「規程」)は以上の改革構想を一括して規定したものである(図9)。

図9 軍教会・学校行政機構図(1811年)



「規程」は、第1に、行政改革全体が「ラントの事柄と国家行政の新たな整序」を意図するものであり、その「基礎となる統一の原理(das Prinzip der Einheit)」をまず第1に確認し、次いで、この原理に基づいて、第2に、軍聖職者＝衛戍・駐屯地説教師と一般のラント聖職者との「緊密な結合関係(eine nähere Verbindung)を促進する」ことを前文で明確にした。次に、軍教会機構が示される。軍は6軍団(Armeekorps)に編成され、各軍団ごとに常時3名の説教師が任命される(I-1)。説教師は、予想されたように、県庁の宗教・公教育行政局に属し、かつ地方監督(Superintendent)の下に置かれる(I-11)。したがって宗教・公教育行政局は、管轄県に在る軍団の説教師と教師候補者を選出しかつ任命する権限を有する(II-3,4)——ただし近衛隊説教師の任用は国王の承認を得て内務省宗教・公教育局によってなされる(II-8)——。

次に説教師の主要職務に目を転じてみよう。ここで注目されるべきは、第1に、公礼拝(V-A-1)の執行——日曜・祝日の軍礼拝を指定された教会で挙行すること(V-A-2)——。第2に、管轄教区(衛戍地・駐屯地)教授施設の管理と監督である(V-C-1)。第2についてはさらに関係条項を追記しておかねばならない。即ち、この教授施設(=「軍初等学校」)が管区教区における一般市民の学校に事実上代替えされる(そのことも予め想定されている)場合においても、説教師は軍人児童が就学する上記の学校を「時折かかる児童の進歩と道徳的態度を視察し、これについて当該連隊司令官及び軍団長に報告する権

利と義務を有する」ことになる（V-C-6）。これはすでに1789年の「クールマルク監督官宛勅命」で実施されていたが⁶、本条項はこれを全国に拡大したものである。

〔3〕さて「プロイセン王国軍教会規程」は、とくに教会・学校行政機構改革史に如何なる歴史的意味を付与したのであろうか。これについてはルドルフの次の見解が妥当性を得ているように理解される。ルドルフは、旧軍教会・学校行政機構が州・県庁教会・学校行政機構に編入されることによって、行政における「統一の原理」が達成され、その機構のもとで国民の社会的規範に対する官僚的 — まさしく一元的 — 規制が企図されたとみている⁷。

その後の、解放戦争直前からの、教会・学校改革はまさしくそのことを証言するものとなった。即ち、改革はまず軍から着手され、その成果が一般教会・学校へ導入されたのである。その最も顕著な例が、これまで言及してきた国定教会礼拝式序による国家監督教会体制化であった。以下これについて幾分詳しい史実を、資料の転記に留まるが、整理しておきたい。

1813年4月21日「国民軍令」⁸がこの史実展開の端緒を徴するものとなった。「国民軍」(Landstrum)は、目前に迫った対仏戦争を予想した、全国民動員令的性格を持つものであった(1条「国民(Staatsbürger)は間近に迫った敵にあらゆる種類の武器を持って抵抗する義務を有する。」。この法制化には、同年3月17日の「護国軍組織令」⁹が市民に受容されなかった背景があった。というのは、この実施がマルク・ブランデンブルクと東プロイセン農村地帯及び西プロイセン、オーバー・シュレージエンのポーランド系住民地帯で反対・拒否に遭ったという事実のみならず、さらに組織された部隊の士気も極めて低調であった、と評価されていたからである¹⁰。「国民軍令」はこの欠陥を克服する使命を担うものであった。そのためにとられた戦略は明解であった。国民の愛国主義的熱情を宗教的心情から覚醒・鼓舞し、「聖戦」イデオロギーの持続を図ることであった。そしてさらに注目すべきは、その実践の単位が教区に置かれたことであった。そのために、教区聖職者に新たな使命 — 該当条項28条(「朕はラントの聖職者に対して、彼等が民衆に本勅令全体の精神と目的を繰り返し説明し且つ銘記させ、更に聖役に心を委ねた教区民を苦悩や危機の渦中あっても見捨てることはないであろう、という聖職者に対する信頼を、未だ裏切られることなく抱いている。」 — が課せられたのである。

しかしながら、斯かる28条も、戦時体制という条件にも拘わらず、スムーズには実践されなかった。その主たる理由は、第1に、本条は人間性の原理に反するというシュライエ

ルマッハーの批判にみられるように、条文自体に対する拒否と、第2に、大多数の聖職者もそもそも本条の真意を知悉していなかった、という2点にあった¹¹。ヒンツェもほぼ同様に、大多数の聖職者は28条を旧来のランデスヘルの命令等を説教壇から告知する以上の内容と理解していなかったと指摘している¹²。

ところが「国民軍令」28条はすでに4月2日に事実上実施に移されていた。即ち、1813年4月2日、県庁宗務・公教育行政局は、プロテスタント派監督とカトリック派デカーンに対して、4月11日の枝の主日に、「祖国と同盟軍の勝利を神に懇願するために、全国に礼拝祭」を開催し、かつそれ以降は公礼拝日に、「エレシア書第30章7 - 9節」と国王の「宣下」（「万軍ノ主ハ語ル、我ハ汝ノ内ニアル軛ヲ碎キ、ソシテ汝ノ束縛ヲ解クデアロウ。ソノ時、汝ハ、モハヤ異邦人ニ仕エルノデハナク、主ニ、神ト国王ニ、仕エナケレバナラナイ。」）を朗読するように命じていたのである¹³。教区聖職者が4月2日の斯かる命令を実行せずさらに28条に無理解であったとする見方は成立し難いではなかろうか。実際はどうであったのだろうか。

そこで駐屯地教区に目を転じてみよう。予想されるように、ここでは、軍説教師は28条に従って実績を上げたとする私信が史料として残されている。それによると、兵士の静かな経験的祈りは——以前では一般大衆の嘲笑を招き、これがその行為を消極的にしていたが——、もはや大衆から嘲笑されることはなく、たまたま居合わせたザクセン人聖職者の感動を誘ったほどであった。フリードリヒ・ヴィルヘルム三世は、1813年8月9日、恐らくこうした報告に依拠してのことであろうと推測されるが、軍隊に起床ラッパ後と消燈ラッパ後に、「主の祈り」を捧げる習慣を作りだす決意を表明している¹⁴。周知のように、「マタイ第6章11 - 15節」の「主の祈り」は神と人とのキリスト教的関係について述べた「福音の要略」と称されているものである。

この事例からただちに上記の疑問に答えることは困難であるが、次の推測は許されるであろう。一般教区聖職者は、4月21日の「国民軍令」28条は軍に限定されたもので、彼らの宗教行為の変更を意味するものではない、従って4月2日の県庁宗務・公教育行政局命令も従来通り説教壇から教区民に告知すればよい、と解釈していたのではないかと考えられる。この解釈の妥当性如何についてこれ以上の推測を重ねることは避けなければならないが、しかし、国王側が、礼拝と教区民の宗教行為との改革を、一般教区からではなく、まず駐屯地教区から実施していこうとする意向であったことは読み取れるであろう。

〔4〕「国民軍令」以降の教会「改革」は28条の具体化を如何に実効あるものにしていくか

に絞られてきた。その端緒は既出1804年の「教会礼拝式序草案緒言」と両派式序の「連合」構想で示されている。その「改革」の第一幕は1814年夏に、ベルリン改革派ドーム教会の祭壇事件からはじまった。これは、国王がその祭壇の十字架と燭台の配置を変更せんとしたことにあった。配置は、1817年2月7日にポツダム衛戍教会に導入された礼拝式序によると、祭壇中央に十字架、両側に燭台を置くものであった¹⁵。

第二幕は礼拝式序の国定（＝統一）化であった。これは、1815年の戦争終結後に国王フルドリヒ・ヴィルヘルム三世が直接指導したとみられており¹⁶、翌年からポツダムとベルリンの衛戍教会から導入されていった。そしてその意図を象徴的に演出したものが既述した1817年宗教改革3百年記念日におけるプロテスタント両派の合同宣言と同時に挙行された礼拝式典であった。この式典に国定の礼拝式序が両派教会に強制されたのである。

1817年2月7日、国王は、本年（第3回）宗教改革記念礼拝祭をプロテスタント両派の教会及び教区で個別に挙行することを中止し、これにかわって全州で「完全に等しく挙行される」定式を決定した。6月3日、内務省は全州宗教務局にこの決定を送付している。その後本決定は各州宗教務局ごとにその管轄区（県）の監督と説教師に告知されている。ここでは、6月31日のプロイセン州宗教務局の文書から上記の定式を見ておきたい¹⁷。

- 1 祝典は1817年10月30日（木）日没時に、全ての鐘が打ち鳴らされて開始が告げられる。
- 2 祝典当日（10月31日）、午前・午後に、礼拝が統一された式序に従って挙行される。
- 3 祝典2日目（11月1日）、再度、午前に礼拝が挙行されるが、同時に就学児童の教会への行進と、教会での学校説教が行われる。
- 4 使用テキストは、「コリント人への第一の手紙」第16章13節、同第15章58節、「エペソ人への手紙」第5章第9節、「ローマ人への手紙」第13節第12節、「ヨハネによる福音書」第8章32節、「ヨハネ黙示録」第3章11節である。

〔5〕「改革」の第三幕は国定礼拝式序の作成とこれの軍への導入であった。既出した1821年「プロイセン王国軍隊礼拝式序」とこの導入を命じた1822年1月と2月の「勅令」がこれであった。以降1830年までは、これも前述したように、軍教区は、国定礼拝式序の一般教会導入への「途を切り開く」「手段」となったのである。そしてこの「改革」の狙いが国家監督教会体制の成立にあったことも既述した通りである。まさしく、この体制が設置さ

れた1832年に、「改革」の第四幕が上げられたのであった。それが2月12日の「プロイセン王国軍教会組織」¹⁸（以下では1832年「規程」）である。この立法は国定礼拝式序導入と国家監督教会体制成立の展開にとって如何なる意味を有していたのだろうか。まず以下に本「規程」の特徴を列挙しておく方がよいであろう。

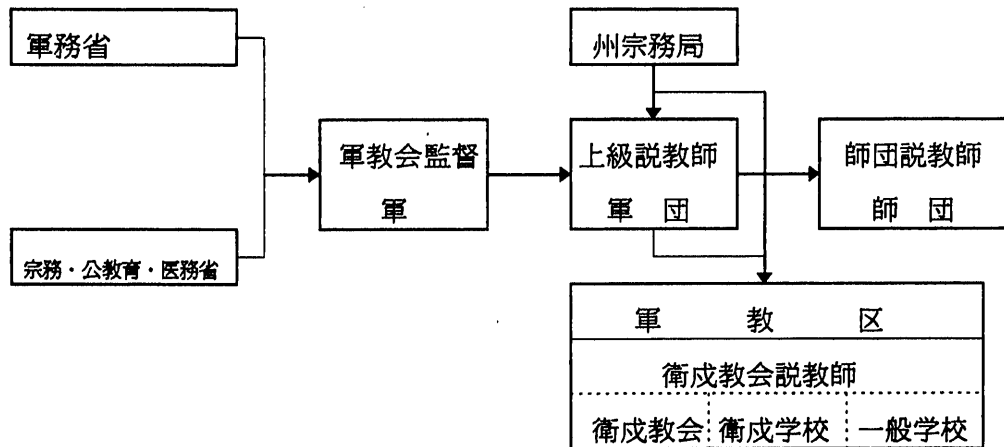
- 1 平時において軍教区は福音派＝連合宗派である（カトリック派軍聖職者は戦時にのみ任用される）（1条）。
- 2 軍教会監督が復活される（1条 - a） — 軍教会監督は軍教会の上級機関である宗務・公教育省の直属機関となり、軍聖職者の直接の上司となる（2条） — 。なお任命者は国王である（7条）。
- 3 各軍団（Armeekorps）に1名の軍上級説教師（Militair=Oberprediger）、師団ごとに2名の師団説教師（Divisionsprediger）が配置される（1条 - b）。
- 4 衛戍教会説教師は3首都機能都市（ベルリン、ケーニヒスベルク、ブレスラウ）及び衛戍地に各1名配置される（1条 - c）。
- 5 軍上級説教師は軍団司令部の下に置彼、軍団の宗務事項を執行する — 軍上級説教師は、師団説教師及び衛戍教会説教師に対する^{スーパーインテンドント}監督機関であり（従来の軍聖職者と監督との関係は廃止される）、州宗務局で議席を有し軍団の宗務事項全般の代表者となる、戦時にあって軍団司令部付きとなり、州の軍教会・学校事項を監督・指導する（3条） — 。
- 6 軍説教師は、軍官吏として各司令部に属すが、宗務事項に関しては次のようになる。師団説教師と衛戍教会説教師は軍団上級説教師←州宗務局、軍教会監督←宗務・公教育省の下に属す — 礼拝式は軍教会監督の下で執行される（したがって1811年以降の県庁に属す体制は廃止される） — （24条）。
- 7 軍教区（Militairgemeinde）に所属する者は、将校、下士官、兵士、軍教会職員、衛戍学教師（以上の妻子を含む）である（25条）。
- 8 衛戍学校は下士官、兵士、下級軍官吏の子女向け初等教育機関である（ただし衛戍地に当機関が存在しなければ一般初等学校に軍教区に所属する子どもは就学する）（86条）。
- 9 衛戍学校は衛戍教会説教師の直接の指導下に置かれ、この指導に対する監督は上級説教師と州宗務局である — また宗務・学務官（県庁第1部局と州宗務局に所属）

は衛戍学校を視察し（主として外的事項）、この報告を州宗務局より衛戍地司令部に伝える（司令部は衛戍学校の外的事項の監督機関） — （89条）。

- 10 8の但書 — 衛戍教会説教師は一般初等学校に対して当該児童の出欠席・学業・行状を調べる義務と権限を有し、この調査結果を上級説教師によって州宗務局に報告する（91条）。

〔6〕1832年の第10図は1919年まで継続する（ただし衛戍学校を除く）。いま1832年「規程」と1811年規程とを対照すると、上記1-9は1811年規程を修正するものであった。その核心部分は、[軍教会監督→上級説教師→師団説教師 | 衛戍教会説教師]の体制が、再度、一般教会監督体制とは独自に設置されたところにある。それではこの修正は1811年の「統一の原理」にも及ぶのであろうか。この点についてさらに検討を加えておきたい。

図10 軍教会・学校行政機構図（1832年）



*衛戍学校は1872年に廃止される

第1に注目すべきは、軍教会—教区はプロテスタント両派の連合となり、全管区の礼拝は「同一形式」、即ち1822年の改正礼拝式序に従って実施されることになり、さらに留意すべきは、国王任命による軍教会監督がこの実施を義務づけられたことである（1832年「規程」24条）。第2に、軍教会監督の再設置にともない、上級説教師が配置され、これが事実上師団以下の説教師を監督する機関となると同時に軍団司令部に監督され、ここに軍司令系統に対応した教会監督体制が法制上確立されている。これは1811年に提示された改革の基本原則である行政と事項間の「統一の原理」を軍機構内で実現したものといえるであろう。実は

、この方針は、すでに1828年に、軍務大臣ハーケに対する宗務・公教育・医務大臣アルテンシュタインの提言 — 軍聖職者と軍教区を州宗務局の監督下に置くために上級説教師を設置すること — に表明されていた¹⁹。大臣アルテンシュタインの意図は、まさしく、宗務行政における「統一の原理」の実現を、軍教会監督体制の確立をもって、果たそうとする狙をもっていた。実際に、条文上でも、とくに礼拝に関する必要な細目は州宗務局と管区司令部の合意で決定されることになった（1832年「規程」50、53条）。

この文脈でいえば、1832年2月の規程は監督教会体制化と国定礼拝式序の導入を同時に軍教会・学校機構において恰も実験的に試行したものであった。それは、また、1826年に改正礼拝式序導入に対する地方聖職者 — ことにベルリン市の聖職者12名の反対上申書 — に周章狼狽した国王が、1827年に歴史的妥協を余儀なくさたまさにその時に、その一方で強力な国家監督教会の制度化と同時に聖職者・教師を「厳格な行政的従属下に置」こうとした試みでもあったといえる。国王はこの結果に満足し、同年12月に、監督教会体制を設置し、さらに1837年にその国家監督に対応する社会心理的制御にも着手したのであった（前出の1837年10月「閣議決定」参照）。

註

- 1 *Erlaß König Friedrich Wilhelm IV., die Berufung einer evangelischen Generalsynod betreffend*, in: E.R. und W.Huber(Hrsg.), *op. cit.*, S.616. ここで軍教会監督について、簡略にはあるが、基本的な情報を得ておきたい。軍教会監督は1717年の「勅令」に基づいて1722年にポツダム王室教会・衛戍教会（ルター派・改革派混合教会）に設置された。軍教会監督の公的地位はベルリンの聖ニコライ教会および聖ペトリ教会監督と同格で、事実上国王に直属する監督機関であった。この体制は7年戦争中に中断したが、1780年にクレツチュケ任用によって再開され、以降1809年まで継続した。軍教会監督の業務は、①軍隊の人別台帳作成、②連隊・衛戍学校の査察、③駐屯地説教師の行状簿作成とこれを国王および枢密院宗務省へ毎年報告する、にあった。とくに、③は駐屯地説教師を一般教会説教師に任命する際の事実上のパスポート＝勤務評定となった(M.Richter, *Die Entwicklung und die gegenwärtige Gestaltung der Militärseelsorge in Preußen*, Berlin, 1899, S.33-38.)。さらに増井三夫前掲書253- 264頁も参照。
- 2 Geh.Staatsarchiv, Rep.77, Tit.183, Nr.7, in: H.Rudolph, *Das evangelische Militärkirchenwesen in Preußen. Die Entwicklung seiner Verfassung und Organisation vom Absolutismus bis zum Vorabend des I. Weltkrieges*. Göttingen, 1973, S.65.
- 3 軍宗務局 (Kriegskonsistorium) の歴史は1692年まで遡るが、プロイセン王国では1711年軍宗務局規程 (Militär=Consistorial=Reglement) で設置が決定された (局長 Generalauditeur < 軍最法務長官 >、構成員 Assessor < 判事 >、Feldpropst < 軍教会監督 >、Oberauditeure < 上級法務官 > Garnisonprediger、< ベルリン衛戍地説教師 >)。軍宗務局は常設地と駐屯地に設けられるが、いずれの機関も①全衛戍地説教師および駐屯地説教師の公的・私的行為の監督、②典礼事項の執行、の権限を有した。1720年「回状令」で軍宗務局はベルリンに常置され、1787年には高等軍宗務局が創設されたが、1798年の「勅令」で軍司法省が設置され当省が軍宗務局の監督上級官庁となった (M.Richter, *op. cit.*, S.33-38.)。さて軍宗務局体制に対する評価についても見ておく必要がある。リヒターは、軍宗務局自体は1742年に軍教会監督が同局常置委員から外された (ポツダム衛戍地に移される) — その後1752年にベルリン衛戍教会説教師が軍教会監督代理となる — ことによって実際の機能を喪失していたと見ている (M. Richter, *op. cit.*, S.37.)。この評価の背後には軍宗務局業務の事実上の機関が軍教会監督であったとする史実認識 — すなわち軍教会監督は駐屯地説教師の審査・叙任・任命を事実上決定する軍宗務局における「決定的人物」である (O.Hintze, *Die Epochen des evangelischen Kirchenregiments in Preußen*, in: Ders., *Gesammelte Abhandlungen III*, 2.Aufl, Hrsg.v.G.Oestreich, Göttingen, 1967, S.80.) — がある。ルドルフの見解も同様である (H. Rudolph, *op. cit.*, S.21.)。
- 4 H.Rudolph, *op. cit.*, S.70f.
- 5 *Königlich=Preußisches Militär=Kirchen=Reglement*, in: G=S.1811, S.170-192.
- 6 増井三夫前掲書262頁。
- 7 H.Rudolph, *op. cit.*, S.75f.
- 8 *Verordnung über den Landsturm*, in: G=S.1813. S.79-89.
- 9 *Verordnung über die Organisation der Landwehr*, in: G=S.1813. S.36f.
- 10 H.Rudolph, *op. cit.*, S.89f.
- 11 E.Foerster, *op. cit.*, 1.Bd., S.197f.

- 12 O.Hintze, *op.cit.*, S.82.
- 13 Walter Hubatsch, *Geschichte der evangelischen Kirche Ostpreußens*, .Bd.3, Göttingen, S.262.
- 14 H.Rudolph, *op.cit.*, S.104.
- 15 E.Foerster, *op.cit.*, 1.Bd., S.231.
- 16 H.Rudolph, *op.cit.*, S.114.
- 17 W.Hubatsch, *op.cit.*, 3.Bd., S.264f.
- 18 *Königlich=Preußische Militair=Kirchen=Ordnung*, in: G=S.1832.S.69-104.
- 19 H.Rudolph, *op.cit.*, S.131.
- 20 O.Hintze, *op.cit.*, S.84. E.R.Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*.Bd.1, 2.Aufl. Stuttgart, Berlin, Köln, Mainz, 1957, S.461.
- 21 I.Modrow, *op.cit.*, S.157.

第6章 国家による民衆の歴史表象成形と規律化

第1節 解放戦争前後の「宗教的・国民的気分」

〔1〕ここでは、ゴットハルト・クンツェ『教会史—1813-1815年解放戦争時プロイセンにおける宗教的および国民的気分—』（オベルン、1940年）を要約的に紹介しておきたい。解放戦争前後の「宗教的・国民的気分」については、政治的祭祀とモニュメントの装置に注目したG.L.モッセの研究（邦訳）によって知ることができる¹。ここではT.ニッパードの分析にまず注目しておきたい。

ニッパードはモッセ同様にE.M.アルントが1814年に発表したケルンドームをライプチヒの戦勝記念碑とする提言に注目し²、この記念碑が歴史文脈でもった意味を宗派を超えた「宗教的意識の更新（Erneuerung des religiösen Bewußtseins）」と捉えさらに次のように続けている。「新しいキリスト教と国民的自由の熱情との結びつきはプロテスタント派の内に、カトリック派よりも明確に顕れた」と³。この「新しいキリスト教と国民的自由の熱情との結びつき」をニッパードは「教会と国民的記念碑の結合」とみ、ここに「国民の偉大さを国民教会ナツォナール・キルヒエの内に高める理念」が塑像されたとしている⁴。まさしくフリードリヒ・ヴィルヘルム三世はこれを政治的に利用し、「同盟した民族」「宗派の合同」「団結」といった「公的かつ中庸を保った修辞」を駆使して、「国民的統合」を果たそうとしたのである⁵。

〔2〕さて1813年当時のプレスラウは、1月25日にフリードリヒ・ヴィルヘルム三世とG.J.v.シャルンホルストをベルリンから迎え、2月9日には解放の旗を挙げ、プロイセンの国民的解放運動の拠点となっていた。その解放の狼煙はナポレオン軍侵攻の戦渦にまきこまれていた東プロイセンから上げられたのである。

1813年4月2日、東プロイセン教会・学校委員会は県下のキリスト教全宗派の地方監督と聖職者に対して、4月11日の枝の主日より主日と祭日ごとに教区の全会衆に解放戦勝祈禱を同一の形式で挙行するように命じた。ここで留意しておくべきは、説教のテキストに指定されたエレシア書第30章7-9節に加えられた次の共通の文書である（…は中略）。「本日は偉大な日である、これと同じ日はかつてなかった…、万軍の主は語る、我はその軛を

あなたの首から砕き、そしてあなたの束縛を裂きたい。その後、あなたはもはや異邦人*に仕えるのではなく、主に、その神と国王に仕えなければならない。」⁶ (*ナポレオン一世) この文書を作成したのは総監督L.E.ボロヴスキ(1829年以降福音派聖職者最高位エルツビシヨフ)で、彼は後に宗務局からプロテスタント両派の合同を促進した中心人物となる。

次に1813年10月18日のライプチヒ戦勝直前の軍隊およびブレスラウの緊迫した状況を垣間みておこう。8月19日、国王はまず軍隊に宗教心を喚起するために、勅命をもって軍隊に起床・消灯後全ての兵士が祈りをおこなうように命じた。その当時の一兵士の日誌には次のように綴られていた。「陣営において何人かの将校は出動にあたって硬貨を投げて己の運命を占ったが、兵卒たちは武器をもって祈りそして讚美歌を売った」と⁷。また或る将校の「忘備録」では10月15、16日夜を「期待に充ちてかつまことに祝いの雰囲気の中なかで戦士は死への心構えをもち、勇気と期待そして神への信頼に充たされて、死をまちうけている」と記されていた⁸。

説教師コーリは出兵を前にしたタメルスドルフ郡の護国軍兵士に、5月30日、「年来我らは、神が我らを導き、そして長い間抑圧され難病を患っていた我ら民衆が再び立ち上がるように御手を差しのばされる時を請い願ってきた」と説教しているが⁹、解放戦争という国家的問題はいまや宗教的態度と一体となってそれが兵士=民衆自身が決起して解決すべき切迫した問題として祭壇から訴えられた。従軍説教師ケーラーもその「従軍日誌」で出兵直前の兵士の心情を伝えている。教会はしばしば多数の若い兵士たちで溢れていた。兵士たちは最後の晚餐式をお願いし、「座して熱心にそして敬虔な心で聖なる御言葉を聴いた」と¹⁰。ライプチヒの戦闘直前夜、中将ルドルフは護国軍兵士が「偉大な神よ、我らはあなたを称えます」という讚美歌を唱和し、「止めようとしなかった」と伝えている。さらに將軍A.v.ティーレはその麾下の兵士が戦闘開始時に彼等には「宗教心があり、戦場から逃れようとしなさい」と私信(妻宛て書簡)で綴っていた¹¹。

〔3〕一方都市ブレスラウではジャーナリズムと教会が戦時体制の雰囲気を作りだしていた。最もシンプルなテーマはナポレオン一世に対する憎悪を煽るもので、とくに学校でみられた。その1例は、「問い、君はナポレオンについて…どう思うか」「答え、憎むべき人間、すべての悪の始まり、すべての善の終わりです」というものである¹²。一般新聞もこのような二項対立的な表象を作りだそうとしていた。

即ち、ナポレオン一世は異邦人またはサタン、あまつさえフランスは道徳的墮落の国と

いう烙印を押され、解放軍は十字軍として対置された。3月20日の「シュレージエン新聞」は「民衆へ」という見出しを付してこの対置の後に、「神への信頼、忍耐、勇気そして我ら同胞の力強い援助は我らの努力に勝利をもって報いるであろう。」と閉じていた¹³。さらに「シュレージエン州新聞」は詩形式でそれを表現していた。「重くいよいよ重くのしかかる専制的な鉄の軛。汝の救済者は不滅だ！この叫びに心揺り動かされた汝ら、急げよ、奴隷状態から自由になるために戦い、そして後世に汚名を残さないために。」¹⁴。

さらに教会では兵士の出兵式が挙行され、ここで兵士は聖別され、会衆の前で聖職者から武器を手渡された。1813年4月25日にW.ハルニツシュがこの聖別式のために用意した「プロイセン自由軍に与える厳粛なる聖別の歌」をあげておこう。「我らはここ聖堂に会している／敬虔な心をもって／我らの差し迫った義務は戦うことにある／いますべての心は燃え上がっている／だが我らを勝利と戦いへと駆り立てたのは神の御業であった／主のみに栄光あれ！／主は我らの確信である／戦いがどんなに困難に陥ろうとも／我らは義務のために戦う／そして聖地のために／そうして我らは祖国を救済する／それは主が我らの手を取りてそのようになされたのだ／主のみに栄光あれ！／主は専制の不遜を砕く／自由こそが聖なる炎をすべての心に燃え上がらせる／それ故に熾烈な戦いの中に清々しさがある／神は我らとともにおわし／我らは神とともにいる／主のみに栄光あれ！／主は我らをいま勝利の喜びをもちって奮いたたせられた／正義の戦いにたいして／主は我らの心に向かって叫ばれた／立てよ、ドイツの民よ、目覚めよ！／そうして我らを導いた／たとえ死すことがあろうとも／自由の曙光へと／主のみに栄光あれ！」¹⁵そして戦闘中に教会で「ドイツの自由と独立を戦いとる」晩祈が執り行われ、聖書の1節の祈りが「我らを赦したまえ」「なぜならば、我らはフランス人にずっとかくのごとくに支配されており、彼らが愚かであってもそれは我らの罪であります」と読み換えられた¹⁶。

このように軍隊と都市ブレスラウでは、ナポレオン一世とフランスに対する憎悪を宗教的異端、プロイセン人にとっては罪人と置換され、同時にここからの解放を戦いとることが「暗闇に対する光の勝利による人間の内面的完成」である¹⁷という、それ以外の選択肢を許さない絶対的な表象が作りだされた。この表象に揺るがない歴史的な正統性を賦与したものが他ならぬ10月18日のライプチヒにおけるプロイセン軍とオーストリア軍等の連合軍の勝利であったのである。

〔4〕戦勝雰囲気の中かで玉座と祭壇の一体化が宗教的儀式によって演出されて推し進められた。11月17日の「勅命」は、「鉄の十字架」を「自由戦争の記章」とし — 軍旗に十字

架を入れるか旗上に十字架を取り付ける —、その軍旗を部隊の聖物とし、行軍後には聖なる場に安置することも命じたのである¹⁸。さらに1816年6月17日の「勅書」で、国王自ら教会に戦没者の哀悼礼拝とその記念額取り付けを命じ、このなかで殉教者と「使命のために一命を投げ出す用意のある宗教的愛国主義者」を称えた¹⁹。「鉄の十字架」はいまや政治的力と宗教性を融合する象徴となったのである。

「ドイチェ・ブレター」紙はいよいよ国王を「神より選ばれた者」と称し、ジャーナリズムが玉座と祭壇一体化の世論を作りあげた。「ドイチェス・フォルクスブラット」紙も「鉄の十字架」をプロイセン国家の「救済と再生」を象徴するものと意味づけていた¹⁹。

以上のように、1813年3月16日の対仏宣戦から10月18日のライプチヒの勝利にいたるここプレスラウでは市民の宗教的意識は教会とジャーナリズムを舞台にして更新を迫られていた。戦時下という異常な時代状況下であるとはいえ、市民は、その典型が兵士であったが、祖国の解放をフランス＝サタンに対する聖戦という修辞にのせられて、絶えざる己の宗教的更新＝内面的完成を求められ、それを日常的な生活態度の上に表現しなければならなかった。これを「近代ナショナリズムの覚醒」であるとみるならば²⁰、かかる覚醒はまさしく民衆の生活次元で実証の対象とされなければならない。近代ナショナリズムは民衆に如何なる表象と言葉で語られたのであろうか。その考察をここではこの聖戦に主体的に関り、さらにプレスラウ教員養成所首席教師および聖職者としてこの覚醒事業に携わったハルニッシュをとおして試みておこう。

[5] ハルニッシュは1809年に道徳トューгентフェライン会ベルリン支部に加入している（シュタインとグナイゼナウもメンバー）。会は「ナポレオンの専制に対する激しい国民的不満」を背景に「利己心と闘い、高邁な道徳的感情」、即ち「キリスト教的愛国的精神を鼓舞」することを目指した²¹。ハルニッシュは1810年秋にはベルリン大学でフィヒテの講義を聴講するがまもなくそれに失望する。その理由を彼は「ペスタロッチ教育によって祖国が救済されるであろうというフィヒテの期待はほとんど糧にならなかった」と述べていた²²。このときにハルニッシュはシュタインの『政治的遺言』（1808年11月24日）に出会ったのである。

ハルニッシュはもともと道徳会参加をつうじてシュタインを「ナポレオンと比べて遜色がない」と敬意を払っていたのであるが、彼が『政治的遺言』のなかでとくに注意を払ったのはナンバー9であった。ハルニッシュが摘出していた箇所は次の通りである。「殆どの人々は青少年の教育と教授とに期待を抱いている…これまでしばしば等閑されてきた神、国王そして祖国に傾ける情熱と愛情が十分に育成されるならば、我々はよりよい未来

が切り開ら彼るものと期待することができる」²³。ハルニツシュは神＝国王＝祖国に対する青少年の同一化（帰依・献身）を国家＝祖国意識形成の核心に捉えたのである。彼はそれをF. L. ヤーンとの出会いによって「確かな揺るぎないもの」として確信するにいたる²⁴。

ハルニツシュはこの出会の年にヤーンとともに「^{デア・ドイチュェ・フント}ドイツ同盟」を結成し、ナポレオン軍がロシアに侵攻する前年に同盟メンバー等と護国軍に志願しドイツ兵士をロシアへ送る作戦についた。1812年5月29日ナポレオン軍がロシアへ侵攻を開始したときにハルニツシュの主著『ドイツ民衆学校—ペスタロッチの原則をとくに考慮して—』が仕上げられたのである（1820、1829年に改訂され、1839年に全面的な改訂を施されて書名も『ドイツ民衆学校入門書』と一新される）。同年12月8日、ハルニツシュはブレスラウ福音派教員養成所首席教師に就任し、年来の教育構想の実現に一步踏み出した。彼はその構想を「一定の明確な党派的傾向」、即ち「愛国的、ペスタロッチ的、自立的、キリスト教的な点において」当時支配的であった「無力な^{ナツィオナリスムス}国民主義」に比して「徹底的」であると自賛していた²⁵。1839年の全面改訂版の序文は改めてこの構想の基本方針を次のように総括していた。「わが祖国の自由、ペスタロッチの教育理念、人間を身体と精神の全体において有能にすること、…キリスト教、即ち信仰に篤い意識を覚醒すること、これらは私が思い抱いてきた問題であった」²⁶と。

〔6〕ハルニツシュの教育者としての名声は国王フリードルヒ・ヴィルヘルム三世がその長女シャルロッテの教育を委ねたことによって大きく高まり、さらに内務省宗教・公教育局長ニコロピウスと同公教育課長ジュフェルンによっても高く評価されたのである²⁷。

それでは「愛国的、ペスタロッチ的、自立的、キリスト教」的な「国民主義」はいかにして青少年に形成されることができなのか。そのためにはまずドイツの民衆学校は再び「宗教的 - 道徳的性格」をもたなければならない²⁸。「キリスト教の陶冶は全陶冶の基礎であり、これなくして陶冶施設、学校は存在しなくなる。学校は敬虔のみを育成し、神への帰依のみを導く」からである²⁹。斯かる敬虔と帰依は実践次元でいかなる態度で達成されたものとみなされるのか。これに対するハルニツシュの見解は明解である。即ち、「^{フョー-ルザ-}従順」である³⁰。その「従順」については「子どもにとって難しいのは従順に何事にも忍び耐えることであるが、これが従順の重要な点である」ということになる³¹。

それでは「従順の訓育」はどのようにして実践されるのか。それはほぼ以下のように整理される。第1に、10歳に達した生徒は教会で日曜礼拝および教理問答教授を受けなけれ

ばならない（義務づけられる） — 上級学年の生徒にはさらに毎月水曜日（2 - 3日）の礼拝・教理問答教授が加わる — 。その他に葬儀・結婚式といった sacrament の執行時に讃美歌を合唱する³²。第2に、学校は「教会秩序」によって運営される³³。1) 授業計画によると、その開始と終了は祈りか讃美歌斉唱でおこなわれ³⁴、さらに毎週月曜日1時限（8 - 9時）の初級クラスではルターの『小教理問答書』による教理教授がおこなわれる（上級学年についても聖書物語かその章句の教理が教授される）³⁵。2) 学校規律の強化。教師は「真のキリスト教精神」を有する「真の監督者」としてキリスト教の「愛と掟」と「規律」を「規則と秩序」によって実現する³⁶。この実現に「服従」の達成がかかっている。そのためにハルニツシュは『入門書』に紙幅をさいて通常的生活指導以外に対罰をふくめた「威嚇手段」の使用を積極的に認めている³⁷。

〔7〕以上みられるように、ハルニツシュは、学校を — 都市プレスラウの教会化と対応して — 教会化することによって、聖→俗権威への絶対的服従をドイツの民衆の基礎的な生活態度として育成することを教育の使命としたのである。この教育構想はその後国家と家庭の教会化へと拡大されている³⁸。ここにおいても玉座と祭壇の一体化があたかも未分化であることを本質とするかのように表現されている。だが青少年の日常実践を更新するには宗教心の更新を不可欠とする言説は決して新しくない。ハルニツシュはなぜこうした古い言説＝教育構想をこの時代情況にもち出したのであろうか。

それは、端的に国家－民族という全く新たな — 民衆の日常生活にとってはまったく未知な — 歴史表象を形成する必要性に迫られていたからである。さらに換言すると民衆をその伝統的な生活世界から国家－民族に同一化させることが教師養成の第1の課題と認識されていたからである。ハルニツシュはその養成所首席教師就任演説にあたって、「愛国的、ペスタロッチ的、自立的、キリスト教」的な「国民主義」の形成を、「愛国的」を冒頭に掲げて、語っている。彼の気負いが感得される。

プロイセンの「近代ナショナリズムの覚醒」は、生活全般の行政的整序化とともに、徹底した社会の教会化によって、民衆の心情的な改変を動員するものであった。その全社会的規模の民衆意識の改変が、法文上で、「民衆陶冶」の言葉で表現されていたのである。

第2節 教会規律と自己規律

—F.A.Krummacherの教育論—

〔1〕19世紀前半期の「民衆陶冶」は、研究書の書名は別として、政策次元では既述したように「教育ポリツアイ」とほぼ同義で法令文書に使用されている。前節で紹介したハルニツシュの民衆教育論は、都市全体の雰囲気¹が教会化したプレスラウに模して、社会を教会という意味空間と捉え、聖→俗権威への絶対的服従をドイツの民衆の基礎的な生活態度として育成することを教育の使命とした。ハルニツシュの斯かる「教育ポリツアイ」論は民衆の生活態度に対する権威主義的な規律化論である。ここでは彼の「民衆陶冶」論を研究史に位置づけ、そして彼とは逆の観点から規律化を構想したF.A.クルムマッハーの『教会と連合するキリスト教民衆学校』（エッセン、1823年）を紹介しながら検討しておきたい。

三月前期の研究史を代表するR.コゼレックは「政治的^{ポリタイズィールンク}社会化」の用語を使用している²²。今日ではP.ルントグレーンがこの用語を、時間厳守・落着き・慎重といった秩序の習慣化と正直・謙虚・勤勉といった労働・生活態度の訓練という意味の限定して「社会的規律化」を当てている³⁹。そしてルントグレーンの分析は、周知のように、ヴェーラーにも援用されている⁴⁰。ヴェーラーはすでに1870年代以降の「権威的な公権的国家構造」の「権威的社会の母体」である「社会化の過程とその統制」にかなりの紙幅をさいている⁴¹—歴史学で教育を扱う紙幅は僅少であったがヴェーラーでは破格な扱いであった—⁴²。ここで彼は「臣民根性」—「国家権力の意志行為や権利侵害をも受け身に甘受」し、「過度に用心深い沈黙をもって日常の些事にわたる嫌がらせに反応し、歩道で出会った少尉を脱帽して避け、とるに足らぬ村の巡査にも国家の面影の宿っているのをみ、それゆえに抗議するよりもむしろ適応することを、この臣民根性は要求した」⁴³—が社会化される「母体」として家族・国民学校・ギムナージム・大学・学生団体と予備将校制度をあげている。一方、国家イデオロギーの社会化—「反ユダヤ主義と少数民族政策」「正当化イデオロギーとしての宗教」—については新たな節が独立に設けられている。そして全体として、「III 支配体制と政治」「3 統合のかすがいと構造的な民主主義敵対性」に収められている。この構成自体が注目されるべきである。日本でも末川清が周知のようにこのヴェーラーの所説を援用している⁴⁴。

ヴェーラーの構成は後の『ドイツ社会史』3巻本になると、いずれの巻も「V 社会政策の構造的諸条件と文化の発展過程」(Sozialpolitische Strukturbedingungen und Entwicklungsprozesse der Kultur)にキリスト教教会・学校制度・書籍市場と公共的コミュニケーション(読書会、雑誌・新聞等)が一つのテーマのもとに論じられている。このようにヴェーラーの「教育」の歴史分析にみられる対象領域は「支配体制と政治」ないし「社会政策の構造的諸条件と文化の発展過程」の構造的要素——ルントグレーンの意味における社会的規律化と近代化^{モデルニズィールンク}——として把握されている。この把握は教育制度社会史研究のF.-M.クーレマンにもほぼ受け継がれている⁴⁵。

ヴェーラー(同様にクーレマン)の歴史研究は「社会政策の構造的諸条件と文化の発展過程」という歴史舞台で「教育」の機能を社会的規範の社会化として把握するものである。しかし、主として先行研究に依拠していることに起因していると考えられるが、社会史現象の次元でこれと緊密な関係にあるキリスト教会の教会規律とのまさしく構造的関連についての考察はいまだ不十分であるといわなければならない。そこで三月前期の「教育」を政策史(=「教育ポリツァイ」)と社会史次元とにおいて機能する斯かる社会的規律化とみることの妥当性を、試論の域を脱していないが、教会規律との関連性から検討しておきたい。

〔2〕序言で紹介したように、社会的規律化研究は1990年代に個別事例分析の段階に入った。その先鞭をつけた論文集 *Glaube und Eid* (P.プローディ編集、1993年)でM.マイヤーは、論考全体の総括として、社会的規律化研究を16世紀から19世紀に適用可能とするには斯かる概念では全く不十分で、例えば時代における規律化・修練・社会化^{ディツィプリーニルンク・クルティヴィーリルンク・ソツィアリザツィオーン}の局面に対応可能なようにさらに工夫する必要があることを提案している⁴⁶。ハルニッシュの構想及び「教育ポリツァイ」は典型的な上からの規律化=社会的規律化(論)のケースに相当する。

ここで検討の対象にあげるクルムマッハーの『教会と連合するキリスト教民衆学校』はクレーマンの考察ではハルニッシュと同じ社会的規律化論者とみなされている。しかし私はクレーマンと異なった見方を提示できるという見通しをもっている。まずはクレーマンの評価から見てこう。

クレーマンはクルムマッハーの上掲書を「保守主義」の立場から「現状維持」をはかる「社会的規律化」を徴憑するものと判断している。1822年より文部省で決定的な影響力を有した福音派ビショップのアイラートは「学校の教会化」を促進したが、クルムマッハーはこれを福音派教会内部から「独自の学校政策的要請」として表明したとクーレマンはみて

いるのである⁴⁷。なおクレマンは斯かる福音派の「学校の教会化」が第4章で言及した「ヘンゲステンベルク派」覚醒運動（これは「教会反動の支柱」とみなされている）の思想と軌を一にするとほぼ断言している⁴⁸。さらに社会的規律化がここでは保守主義と同義にとらえられており、それは「学校が政治的秩序を保障するための社会的機関としてその役割を担う⁴⁹」とも換言されていることにも留意しておきたい。

〔3〕クルムマッハーにおいても、ハルニッシュと同様に、国家—祖国という新たな対象と対峙しなければならなかった。そのために国家と教会と家庭との関係を明確にしておくことが必須の作業となった。その関係の輪郭を描出しておこう。家庭生活は人間を最初に養育・教育する領域であり、教会は家庭と国家における「人間生活を聖化し、敬虔にする」。国家は「キリスト教国家として」「個々の家族を護る目的と使命をもつ」。興味深いことに、その国家は原則的に「人間の内面的事柄および家庭内部の事柄に干渉してはならない」、従って「人間の教育と職業形成について本来何も為さない」のである⁵⁰。民衆学校もそれゆえに国家との関係は同様となる。クルムマッハーの民衆学校の位置づけは刮目に値する。

民衆学校が国家の監督下にある現状（外的事項に関する監督に限定）は追認されるが、しかし国家の施設であることとは峻別されている。その表明は「国家は、キリスト教国家として、その市民がキリスト者であることを求めるし、求めなければならない。しかし国家はキリスト教教育を行うべきではなく、これはもっぱら教会の任務である。⁵¹」に凝集されている。みられるように国家は民衆のキリスト教育を行うべきではないとされている。その説明の論拠は教会においてこそ青少年は「早期から真理の認識、永遠なる生への憧憬と帰依へ達する」ことができるからでもあった⁵²。

だが教会は学校となることはできない。そこで学校を「^{ヴォーンシュトゥーベ}聖的な居間」と意味転換しなければならない。その学校をクルムマッハーは「^{キンダーテンプル}子どもの寺院」「^{キンダーキルヒェ}子どもの教会」または「^{フォアシューレ}教会の予備学校」と言い換えている⁵³。その学校教育は6/7歳を入学年齢とし、1年半から2年の「^{アンファングスシューレ}初等学校」（読みこと・書くこと・数知識の初歩学習）と9-10歳までの「^{ミッタルシューレ}中間学校」（十分に読むことができる・かなり書くことができる・数操作ができる）の二段階に分けられる⁵⁴。ここで確認しておかなければならない事柄は、この学習の達成度が如何なる次元で想定されているかである。もちろんクルムマッハーはそのことを具体的に提示しているわけではない。だが否定=修正されるべき対象として民衆のそれが告発されている。そこで告発された学習の達成水準から逆に彼が想定したその水準を照射してみ

よう。

〔4〕クルムマッハーは「本来の体系的な宗教教授」以外の学習成果について、「最も新しい方法」(＝ペスタロッツ教授法)を導入＝実践した学校は「あらゆる種類の人間生活に必要な知識について誇るべき進歩をとげた」と評価してる⁵⁵。その「進歩」は「博識」とも表現されており、その内容は、「今日^{ラントシュレー}農村学校において未来の農民の口から全ての品詞が、その細かい区別を含めて、列挙されるのを聴いている」、「子供たちは、両親が驚くことに、全ての農村と都市の人口と面積を話すことができる」ことから「小さな村落でも洒落や猥談」を載せた小説の読書にまで及んでいた⁵⁶。

クルムマッハーは、青少年の知識量と知的能力の「進歩」は国^{シュターツビュルガー}民形成の観点からみると極めて一面的である、とみていた。その主たる理由は、斯かる「博識は純朴恭順な信仰を抑えつけ、自愛をくすぐり、尊大高慢さを助長」するからである⁵⁷。それでは「純朴恭順な信仰を抑えつけ、自愛をくすぐり、尊大高慢さを助長」するとは如何なる理由で問題とされたのか。それは、「博識」が小村にまで顕在化するほどに一般的な現象となっていたが、しかし斯かる「博識」が「罪の内面的な本姓」を「容易に把握」し「そして罪を犯しやすいことを認識する」ことにはなっていないからであった⁵⁸。クルムマッハーは「罪の内面的な本姓」を「把握」し「認識する」ことを「自己認識^{ゼルフストエアケントニス}」とみ⁵⁹、斯かる自己認識こそが「キリスト教民衆学校」で形成されなければならないと主張する。では、なぜ、「キリスト教」でなければならないのか。

「博識」＝知識の進歩と「自己認識」は国^{シュターツビュルガー}民の実践的態度の次元で問題とされていた。この両者の分離批判はまさしく解放戦争後のプロイセン社会における民衆の自己意識と社会意識の問い直しにあったと言える。ブレスラウの福音派聖職者兼教員養成所教師ハルニツシュが実践的に受け止めかつ直接対峙した国^{シュタート}家・民族と教会・学校との関係転換の必要性が、エッセンにおいてもまったく同様にいわゆる改革派の聖職者にも強烈に意識されていた。それを代表したC.L.ナトルプも「教会と学校はこの戦争によって強烈なかつ幸運な衝撃を受け」、「民衆学校は根本的な改変を体験する」ことになるであろうこと、その際に「国家と民族との関係が考慮されることになるであろう」と、ライプチヒでの戦勝直後、両親への私信でこう記していた⁶⁰。クルムマッハーも、ナトルプの宗務行政官の観点とは異なる、一聖職者の立場からこの関係転換を実践的に試みたのである。

〔5〕さて上段の実践的態度はどのように表現されたのか。それは「自己認識」が「聖霊」に対してとる「真^{ディ・ヴァーレ・デームート}の恭順」として表現される⁶¹。斯かる「真の恭順」が生活態度を

規律する。斯かる自己認識と真の恭順を育成することが民衆学校の目的とされ、学校が教会の予備学校と関係づけられた所以である。従って授業時間は祈りで始まって祈りで終わる教会規律が貫徹されなければならない。なかでも礼拝式がここでも重要な位置を占めることになる。そこで次に教師と生徒が応答しあう礼拝式の一部をみておきたい。

教師₁「いと高きところでは神に栄光がありますように、地上には安らぎが、人間には喜びがありますように！わたしにはみえます、神がわたしたちに大きな喜びをお告げくださり、それがすべての民人の喜びとなっていることを。そうして、いま、あなたがたのために救済者、主でありますキリストがお生まれになっているのです！」

生徒₁（歌う）「イエス・キリストはお約束なさいました／人間にお生まれなることを！／全世界はあなたに従い／地と天はあなたに祈ります／ハレルヤ」

教師₂「暗闇が地上を、闇黒が民人たちを覆っている。夜が去り、日が現れた。有難いことにあなたはわたしたちも暗闇からあなたの奇跡の光へお導き下さり、あなたが照らしてくださる光のもとでわたしたちはその奇跡の光をみえています。」

生徒₂（歌う）₂「ああ福音／わたしたちはあなたの民人でありあなたのものです！／夜が去り、日が上っています／わたしたちはあなたのためにハレルヤを歌います」

教師₃「ああ、あなた、主にして救済者、わたしたちにもあなたの聖霊をお与え下さり、わたしたちをお導き治めて下さい。わたしたちはいつもあなたを称え、あなたの聖なる御名を告げ、全ての不浄なものと地上の快樂を棄て、あなたを模範にしてあなたの御前で生活を送ることができますように。」

生徒₃（歌う）₃「ホサナ！わたしたちのもとにお入りください／神意、英雄そして力さらに誇りたかい指導者！／おいで下さい、わたしたちの心を照らすために／あなたの光の澄んだ輝きで！／主よ、おいでになっていつもわたしたちの側に居て下さい／アーメン、おいで下さい！ハレルヤ！」⁶²

この礼拝式の特徴は、第1に、教師₁-生徒₁にみられるように、キリストに理想的自己をみ、ここに同一化すること（「従い」「崇拝する」の意味）、第2に、地上と民衆には悪と無知蒙昧が支配しており（「暗黒」「闇黒」）、正義と真理は「光」と表現されており（教師₂-生徒₂）、第3に、正義と真理は「全ての不浄なものと地上の快樂を棄て、あなたを模範」（教師₃）とすることによって可能となることの3点にある。

さてこの3点は私がマルク・ブランデンブルク県のクヴィリッツ教区、ホーエンヴァルデ教区及びラゴフ教区の査察説教について読み取った特徴とほぼ同一のもであった。ここではこれらの説教が教区査察時のいわゆる公説教であるために、査察（＝教会・学校の国家地方監督）が教区民をその「生活・信仰態度といった内面的体制全般にわたって国家の監督下」においたと分析されている⁶³。しかしクルムマッハーは査察の枠外で教区民の「生活・信仰態度といった内面的体制全般」にわたる改変を試みようとしている。実践の成果については非常に興味を惹かれるが、現在のところ遺憾ながら知ることはできない。そこでここではクルムマッハーの改革から予想される結果を予備的に考察しておきたい。

上記の学校礼拝式は教会礼拝式を導入したものである⁶⁴。従って教師－生徒を説教師－会衆と置き換えてよい。クルムマッハーはまさしく教会と学校の、すなわち教区－学区の6/7歳以上の住民が、定期的に繰り返される礼拝によって、「早期から真理の認識、永遠なる生への憧憬と帰依」へ達し、「人間生活を聖化し、敬虔にする」ことを求めた。この趣旨は、上述3点にまとめた内容に対応するが、日常実践の次元でみるならば、非常に厳しい自己規律の態度を求めるものであった。

斯かる自己規律は「自己認識」が「聖霊」に対してとる「真ディ・ヴァーレ・デームトの恭順」であることを意味するが、さらに具体的には正義・誠実・禁欲といったキリスト教の規範を理想的な自己に同一化することによって自ら実現する自己にほかならない。この理想的な自己が国家と民族として肯定的に表象される——同一化される——と予定されていたのである。

〔6〕クルムマッハーの構想と実践は、クールマンが評価するように、政治的秩序維持を図る政治的保守主義であったという烙印を押すことはできない。むしろ全く逆である。クルムマッハーはつねに国家を射程にいれて、しかし国家が関与することのできないそこへの同一化を実践的な観点から構想していたのである。その同一化は、教区－学区民が自己の行為・思考・感性を教会規範の内面的な制度化によって自己規制する、すなわち自己規律化することによって達成されるものであった。

以上のように、「教育ポリツァイ」は、教区－学区の次元では、1820/30年代において、少なくとも2種類の実践の仕方が予想される。1830年の時点で1822年の改正礼拝式規定の全国導入状況が東部諸州でほぼ実施、西部諸州では約17パーセントの実施と偶然にも対応している。

註

- 1 ゲオルグ・L. モッセ『大衆の国民化 ナチズムに至る政治的シンボルと大衆文化』(1975年) 佐藤卓己・佐藤八寿子訳、柏書房、1994年、例えば87 - 88頁を参照。
- 2 Thomas Nipperdey, *Der Kölner Dom als Nationaldenkmal*, in: *Historische Zeitschrift*, Bd. 233, Heft 3, 1981, S.595.
- 3 Thomas Nipperdey, *op. cit.*, S.607.
- 4 Thomas Nipperdey, *op. cit.*, S.608.
- 5 Thomas Nipperdey, *op. cit.*, S.609.
- 6 Walter Hubatsch, *Geschichte der evangelischen Kirche Ostpreußens*, Bd.3, Dokumente, Göttingen, 1968, S.262.
- 7 Gotthard Kunze, *op. cit.*, S.83f.
- 8 Gotthard Kunze, *op. cit.*, S.81.
- 9 Gotthard Kunze, *op. cit.*, S.61.
- 10 Gotthard Kunze, *op. cit.*, S.95f.
- 11 Gotthard Kunze, *op. cit.*, S.92.
- 12 Gotthard Kunze, *op. cit.*, S.30.
- 13 Gotthard Kunze, *op. cit.*, S.27.
- 14 Gotthard Kunze, *op. cit.*, S.32.
- 15 W.Harnisch, *Mein Lebensmorgen. Nachgelassene Schrift von Wilhelm Harnisch. Zu Geschichte Jahre 1787-1822*. Hrsg. von H.Schneider, Berlin, 1865, S.315.
- 16 Gotthard Kunze, *op. cit.*, S.34.
- 17 Gotthard Kunze, *op. cit.*, S.35.
- 18 Gotthard Kunze, *op. cit.*, S.84.
- 19 Gotthard Kunze, *op. cit.*, S.30, 42.
- 20 松本彰「19世紀ドイツの国民的記念碑とナショナリズム」、遅塚忠躬・松本彰・立石博高編著『フランス革命とヨーロッパ近代』同文館、1996年、第VI章、219頁。
- 21 Mein Lebensmorgen, *op. cit.*, S.176.
- 22 Mein Lebensmorgen, *op. cit.*, S.195.
- 23 Mein Lebensmorgen, *op. cit.*, S.195. なお『政治的遺言』*Politisches Testament*は *Freiherrn vom und zum Stein. Schriften von und über Stein*, 1. Auflage, Berlin, 1955, S.292.
- 24 Mein Lebensmorgen, *op. cit.*, S.212.
- 25 Mein Lebensmorgen, *op. cit.*, S.241.
- 26 W.Harnisch, *Handbuch für das deutsche Volksschulwesen*, Breslau, 1839, Vorrede, S. v.
- 27 Mein Lebensmorgen, *op. cit.*, S.392, 279f.
- 28 W.Harnisch, *Handbuch*, *op. cit.*, S.158.
- 29 W.Harnisch, *Handbuch*, *op. cit.*, S.453.

- 30 W.Harnisch, *Handbuch, op. cit.*, S.274.
- 31 W.Harnisch, *Handbuch, op. cit.*, S.277.
- 32 W.Harnisch, *Handbuch, op. cit.*, S.291-294.
- 33 W.Harnisch, *Handbuch, op. cit.*, S.296.
- 34 W.Harnisch, *Handbuch, op. cit.*, S.291.
- 35 W.Harnisch, *Handbuch, op. cit.*, S.502-507.
- 36 W.Harnisch, *Handbuch, op. cit.*, S.263.
- 37 W.Harnisch, *Handbuch, op. cit.*, S.294-339.
- 38 W.Harnisch, *Die künftige Stellung der Schule zu Kirche, Staat und Haus*, Erfurt, 1848, S.4, 6, 14-17, 28, 36.
- 39 Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, Stuttgart, 1981, S.2.
- 40 P.Lundgreen, *Sozialgeschichte der deutschen Schule im Überblick*, Teil 1, 1770-1918, Göttingen, 1981. 望田幸男監訳『ドイツ学校社会史』晃洋書房、1995年、32-33, 52, 86頁。
- 41 H.-U.Weehler, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte*, 2. Band, 1815-1845/49. München, 1987. V章。
- 42 H.-U.Weehler, *Das Deutsche Kaiserreich 1871-1918*, Göttingen, 1973. 大野英二・肥前榮一訳『ドイツ帝国 1871-1918年』未来社、1990年)。
- 43 ヴェーラー前掲訳書198頁。
- 44 末川清『近代ドイツの形成—「特有の道」の起点—』晃洋書房、1996年、とくに3頁を参照。
- 45 F.-M.Kuhlmann, *Modernisierung und Disziplinierung. Sozialgeschichte des preußischen Volksschulwesens 1794-1872*, Göttingen, 1992.
- 46 Hans Maier, *Sozialdisziplinierung — ein Begriff und seine Grenzen*(Kommentar), in: *Glaube und Eid*, hrsg.v.Paole Prodi, München, 1993, S.239, 240.
- 47 F.-M.Kuhlmann, *op. cit.*, S.215.
- 48 F.-M.Kuhlmann, *op. cit.*, S.214.
- 49 F.A.Krummacher, *Die christliche Volksschule im Bunde mit der Kirche*, Essen, 1823, S.32f, 35.
- 50 F.A.Krummacher, *op. cit.*, S.50.
- 51 F.A.Krummacher, *op. cit.*, S.49.
- 52 F.A.Krummacher, *op. cit.*, S.91.
- 53 F.A.Krummacher, *op. cit.*, S.199-201.
- 54 F.A.Krummacher, *op. cit.*, S.134.
- 55 F.A.Krummacher, *op. cit.*, S.56.
- 56 F.A.Krummacher, *op. cit.*, S.213.
- 57 F.A.Krummacher, *op. cit.*, S.55.
- 58 F.A.Krummacher, *op. cit.*, S.244f.
- 60 H.J.Schoeps, *Neues zur preußischen Geistesgeschichte des 19. Jahrhunderts*, in: *Zeitschrift für Kirchengeschichte*, LXXVI. Band, 1965, S.286. 引用文は孫のオスカ

ー・ナトルプ著の伝記 (O. Natorp, *Bernhard Christian Kudwig Natorp, Ein Lebens- und Zeitbild*, Essen, 1894.) からの再引用である。

- 61 F.A.Krummacher, *op. cit.*, S.274, 121.
- 62 F.A.Krummacher, *op. cit.*, S.157-159.
- 63 増井三夫前掲書229-233頁。
- 64 F.A.Krummacher, *op. cit.*, S.157.

第7章 中間的まとめ

〔1〕第I部は、ほぼ未着手な研究史の現状を考慮して、まずは1808年の宗教・教育行政機構改革から1846年の高等宗務局設置に至るまでの中央—州—県行政機構改革立法史について、次の視点から鳥瞰的な整理を試みた。第1点は、教育行政機構と宗務行政機構の改革史を一つの史実の展開として、その両者の関係性の展開を、軍教会・学校行政機構改革も当然にその視圏に含み、記述することであった。この記述には、教育行政機構の宗務行政機構からの分離・自立化を無条件に進歩（＝近代化・専門機関化）とみなす教育学に特有な規範的なモダン・フレームは徹底して排除された。第2点は、上記の3機構の改革プロセスが、民衆を国家的目的へ権威的に統合＝「国民化」する過程に直接関与していく制度的仕組みを読み解くことである。だが、いずれの場合も、対象史料が主として関係法令であるために、強い国家の政策意思の呪縛から完全に自由になることはこの段階では不可能であった。それ故に叙述は限定された暫定的なものにならざるをえなかった。このように断った上で以上の整理の結果を改めて総括してみよう。

繰り返すように、その結果はフーバーとヒンツェの指摘——1808年以降の教会・教育行政機構改革＝完全な教会・学校の国家監督化¹——を追認する以上をなしえなかった。だが一言付せば、この簡潔な評価は最新の研究でも依然として修正されていない。それでもなお敢えて僅少な成果をあげれば、その国家化の教区・学区次元における狙い——教区・学区の民衆文化（生活世界）に対する全般的な権威的な行政的整序化＝国家後見的「民衆陶冶」＝「教育ポリツアイ」——の輪郭が幾分明確に描き出されたのではないかと考えている。

ここで改めて、上記のモダン・フレームに言及しておくべきであろう。このモダン・フレームは、この限られた考察結果からしても、制度の近代化に特有な両義性の一面を評価したものであるという理解も成立しうるかもしれない。だが、しかし、この場合にあっても、両義の一面を評価する意義それ自体が改めて史的検討に付されなければならなくなるであろう。小論ではその意義を見いだしえなかった。いま求められているのは、制度の近代化と民衆の生活世界における近代化との関係について実態を把握することであろう。

〔2〕教区・学区の民衆文化に対する全般的な「教育ポリツァイ」は、軍教区から実施を図ろうとしたことから窺われるように、国家行政の一貫した狙いであった。だが、この政策は教区－学区次元でどの程度実行されたのであろうか。すくなくとも1840年代までは、教会礼拝式規定の国家統一と国家監督教会体制の確立に際して、ベルリン市教区で象徴的にみられたような聖職者の強い否定的対応に遭ったことから推測されるように、ストレートに実行に移されたとは考えられない。さらに、教区次元からの「民衆陶冶」構想でも、ハルニッシュとクルムマッハーでは対蹠的な内容となっている。

この現象をヴェーラーは、既述したように、次のような新たな問題を投げかけている。「何故に学校改革が、10年代の短期間の改革期後1848年まで、反動体制にも拘わらず、明確に保守主義へ進まずに、多くの処で自由主義的・合理主義的傾向を柔軟に保持しえたのか？」と。この問題に対して用意された応答は、3月前期において、教会・学校行政機構は集権的監督体制を確立したかのように法制上みえるが、それは仮想的現実であって、実態は「いまだ中央集権化されない政治システムの空洞が存在」していたとみられる、であった。

州レベルにおける「空洞」化現象は、州議会に近代的パラメンタリズム（議会主義）の「萌芽」をみる研究動向から読み取られる。とくにプロイセン州ラント議会議事録の刊行²及び州議会に関するW.ノイゲバウアーの最新の研究成果³が注目される。

第II、III部は、教会・学校行政機構を念頭に置いて、州議会における教区・学区編成論議について、関係審議を交え可能な限り複数の視点から、追ってみたい。

註

- 1 H.-U.Weher, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte*, Bd.2, S.483f. 「学校改革」ではA. ディースターヴェークの教授改革が主として引き合いに出されている。ただしここでさらに上げておかねばならぬことは、ヴェーラーがこの教授改革を、「近代の教授原理」である「進歩の原理」にもとづくものであったとして、「ヨーロッパ的またはアメリカ的原理」と称し、一方これと反対の「ドグマ的教授」を「アジア的原理」とラベリングしている歴史認識である (H.-U.Weher, *op. cit.*, S.482.) .
- 2 *Der Provinziallandtag des Königreichs Preußen von 1841, 1843 und 1845*, Bde. 1-3, Liechtstein, 1992. Hrsg. von Werner Schubert. におけるシューベルトの詳細なプロイセン州ラント議会解説 (S.IX-XXXI) が参考になる。
- 3 W.Neugebauer, *Politischer Wandel im Osten. Ost- und Westpreußen von den alten Ständen zum Konstitutionalismus*, Stuttgart, 1992